

平成 30 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和元(2019)年 6 月
芦屋大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学修と教授	14
基準3 経営・管理と財務	51
基準4 自己点検・評価	62
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	65
基準A 社会貢献と連携	65
基準B 学生への学修支援体制の充実	75
基準C 芸術文化（バレエ・ダンス・吹奏楽）活動への支援	76

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学の建学の精神は「人それぞれに天職に生きる」である。創立者である福山重一は、「人間は詳細に自己を分析し自己理解を図り、さらには仕事の内容と現代社会を分析して自己の向かうべき方向を模索し、そしてその方向において自ら経験してみることが求められる。次にこのようにして自己が決定した仕事に就いても、それが自己に適するか否か吟味する必要がある。ここで自己が納得すれば、さらに進んで生き甲斐を得ることができる。これよりして人間はそれぞれに天職を見つけ、その天職によって生きることが真の人権の確立となり、これが人間の最高の理想である」と考え、この人権の確立と人間の最高の理想を追求するために展開される現象を「職業指導」と説き、これを「人それぞれに天職に生きる。ここに職業指導学は存する」と要約して建学の精神に据えた。平成 18(2006)年度の常勤理事会において、「人それぞれに天職に生きる」が普遍的価値のある理念であること、そして学生一人ひとりが天職を見つけられるよう個々の学生に応じた教育を全教職員が実践することをあらためて確認し、後段を削除、現在に至っている。

なお、本学の建学の精神は、近年の文部科学省の方針とも一致している。文部科学省は大学設置基準を改正して平成 23(2011)年度より大学や短期大学の教育課程に「職業指導」を盛り込むことを義務付けたが、本学では創立時代から築き上げてきた職業指導学の精神と実績を有している。これらをさらに発展させ、現代の大学教育に求められているキャリア教育に活かしていく。

2. 使命・目的

本学の使命・目的は、豊かな教養と人間性を身につけ、生きがいを持って社会に貢献できる人材を育成することである。そのために、建学の精神に併せて実践綱領として「独立と自由」「創造と奉仕」「遵法と敬愛」を謳い、本学の教育に反映させてきた。学則第 1 条において、「本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、『人それぞれに天職に生きる』の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする」と明確に定めている。

時代とともに学生たちの気質も、求めるものも変わってきているが、一人ひとりに与えられた才能や能力を見出し、伸ばす教育を実践し、社会に貢献できる人材を育成することが建学以来、本学の変わらぬ使命である。本学伝統の手厚い少人数制により、きめの細かい学生指導と、個人に合わせた能力開発・人材育成計画を実践している。豊かな教養と人間性を身につけ、自立し、社会に貢献できる力、具体的には、考えて行動し、チーム力を大切にする、目に見えない学力を「人間力」と位置づけ、社会で即戦力となる「人間力」を備えた人材の育成こそ時代の要請であり、本学の目的である。

3. 個性・特色等

本学は昭和 39(1964)年、福山重一により、教育学部「教育学科」の単科大学として創設された。以後、「産業教育学科」「英語英文学教育科」「児童教育学科」を増設し、昭和 43(1968)年には大学院（修士課程・博士課程）を設置した。福山重一の教育方針は多くのオーナー経営者層から支持され、富裕層の子弟を集めたことで、ほかの大学とは趣を異にする設備と環境を整えた。その教育の成果により、これまでに数多くのオーナー経営者を輩出している。平成 19(2007)年度か

ら、従来の「教育学部」を「臨床教育学部」と「経営教育学部」の2学部4学科制に変更した。学科の再編を経て、平成25(2013)年度より臨床教育学部「教育学科」および「児童教育学科」、経営教育学部「経営教育学科」の2学部3学科制となっている。

本学の主な個性・特色としては、少人数教育による「人間力」の育成、多彩な専門教育、教育研究機能を活かした社会貢献と地域連携があげられる。

1) 少人数教育による「人間力」の育成

本学の伝統的な特色として、少人数教育と担任制がある。「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」「専門演習」の担当教員と、教学支援部・学生部・就職部・学生健康管理センターの教職員が、連携して学生の指導にあたるとともに、学生のさまざまな相談に対応している。このような支援システムについて、新入生に対して新入生オリエンテーションと「大学生活入門」において、1年次後期からは「キャリア基礎」において詳細に説明している。平成29(2017)年度からはさらなる教育相談体制の充実を図り、ケースカンファレンスを行って特性を持つ学生の情報を教職員で共有し、対応している。必要があれば配慮を要する学生の情報を教授会で示し、学生支援をより手厚いものに行っている。

大学生活で身につけるべき豊かな教養と人間性、目に見えない学力すなわち「人間力」については、基礎教養科目の一つである「人間力概論」において、学長自ら全学部学科の1年生を対象に指導している。同時に全教職員が一体となり、学生一人ひとりの人間力が向上するよう努めている。

2) 多彩な専門教育

本学は臨床教育学部と経営教育学部の2学部であり、いわゆる教育学部として優秀な教育者を学校現場に送り出すことを目的とするとともに、「教育」的知見を活かし、広く実社会で活躍できる人材を育成することを目的としている。このことは建学の精神のもと、これまでも様々な職業人を輩出してきたことから明らかであり、創立以来本学が蓄積してきた強みを継承し、また現在の社会状況を鑑み「人間力」の育成を念頭に、各学科では以下のコースを設定し、教員養成並びに専門教育を実施している。

臨床教育学部教育学科では、教育学、心理学、スポーツ教育、国際教養学、ダンス(平成31(2019)年度からは教育学、心理学、スポーツ教育、地域スポーツ指導者、ダンス)の5つのコースがある。学科内で社会、英語、保健体育の中学校教諭一種免許状、公民、英語、保健体育の高等学校教諭一種免許状を取得することができる(英語の免許取得は平成30(2018)年度入学生までが対象)。多様なコースを設定しているのは、組織であれ家庭であれ、多くの場面で教育者としての資質が求められる時代の要請に応じるためであり、「教育」的知見を基盤に心理分野、地域スポーツ分野、ダンス分野で専門的教育を実施し、主体的に各分野で力を発揮できる人材を育成している。

臨床教育学部児童教育学科では、幼児・児童教育と特別支援教育(平成31(2019)年度からは幼児教育と初等教育)の2つのコースがあり、コースによって、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)、(平成31(2019)年度からは、併せて保育士資格)を取得することができる。

経営教育学部経営教育学科では、経営マネジメント、技術・情報教員養成、自動車技術、バレ

エ、観光・航空ビジネスの5つ（平成31(2019)年度からは経営マネジメント、技術・情報教員養成、自動車技術、バレエの4つ）のコースがある。技術・情報教員養成では、技術の中学校教諭一種免許状、情報の高等学校教諭一種免許状を取得することができる。経営マネジメントコースでは、本学が伝統的に強みを持つ家業継承者やビジネスリーダーを育成している。自動車技術コースでは、自動車メカニック、自動車ビジネスを目指す学生に専門的な教育を行っている。バレエコースでは、バレエを中心に、舞踏芸術に関心のある学生に専門教育を行っている。

なお、本学では、上記のとおり多種の教員免許状を付与しているが、大学院においても専攻によって、幼稚園、小学校、中学校（社会・英語・技術・職業指導）、高等学校（地理歴史・公民・職業指導・情報）の各教諭専修免許状が取得可能である。

3) 教育研究機能を活かした社会貢献と地域連携

本学を構成する教育研究組織はそれぞれの専門分野の教育研究を活かし、地域と密着・連携した社会貢献を通して、大学としての社会的使命を果たしている。たとえば、本学のソーラーカープロジェクト（現 ソーラーカープロジェクト部）は、平成4(1992)年以降、国内外の多数の競技会において上位入賞を果たしているばかりでなく、近隣の小・中学校を訪問し、環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動と地域振興に貢献してきた。スポーツ分野においては、スポーツ教育コースを開設した平成21(2009)年以降、本学の著名な指導者が地域の講習会やイベントに積極的に参画し、阪神間のスポーツ振興とスポーツ文化の醸成に寄与している。また、平成29(2017)年1月より学内にオープンした障がい者就労支援スペース「あしかふえ」は、キャンパス内で働く障がい者と学生が交流し、共生社会を体感できる場として、特に本学で経営や特別支援教育を学ぶ学生にとって実践的な学びの場となっている。このカフェの運営にあたっては芦屋市や芦屋特別支援学校とも連携し、地元の就労支援に貢献している。

本学は平成28(2016)年8月に芦屋市・芦屋市教育委員会と包括的連携に関する協定を締結している。芦屋市と地域の企業・団体が協力する市民プロジェクト「こえる場」が平成29(2017)年に始まっているが、発足当初から中心的役割を担っている。また、平成29(2017)年2月には兵庫県と就職支援に関する協定を、平成30(2018)年1月には池田市教育委員会と連携協力に関する協定を締結している。平成31(2019)年3月17日には「芦屋まなび場！フェスティバル in 芦屋大学」を開催した。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人芦屋学園は、昭和12(1937)年に開校した芦屋高等女学校に始まる。初代校長は岡田五鬼であった。岡田は、帝国大学でE.ハウスクネヒトから教育学を初めて修めた一人であり、校長時代、生徒一人ひとりに対し、きめ細やかな教育をしていたことが伝えられている。

時代は変わり、昭和39(1964)年、福山重一により芦屋大学が創設された。高度経済成長期にあたり「人間不在」が懸念された時期でもある。いち早く「人間尊重」を重視した福山は、著名な教育学研究者を集め、教育学を中心とする大学づくりを行った。その後、福山が確立した経営者2世の育成を中心とする教育方針は、多くのオーナー経営者層から支持され、ほかの大学に見られない個性と特色を生み出した。平成19(2007)年度、創立以来の「教育学部」から「臨床教育学

芦屋大学

部」と「経営教育学部」の2学部制へ移行し、現在、社会が求める「人間力」を備えた人材を育成するための「教職教育」「経営教育」「スポーツ教育」そして「キャリア教育」を中核に、教育・研究と社会貢献を推進している。

以下、大学創設以後の沿革を時系列にまとめる。

昭和 39(1964)年 1月	芦屋大学 教育学部 教育学科 設置認可
昭和 39(1964)年 4月	芦屋大学 教育学部 教育学科 創立
昭和 40(1965)年 12月	芦屋大学 教育学部に産業教育学科 増設認可
昭和 41(1966)年 4月	芦屋大学 教育学部 産業教育学科 増設
昭和 43(1968)年 3月	芦屋大学大学院（修士課程・博士課程）設置認可
昭和 43(1968)年 4月	芦屋大学大学院 教育学研究科 教育学専攻修士課程・博士課程開設
昭和 47(1972)年 1月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設認可
昭和 47(1972)年 4月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設
昭和 48(1973)年 1月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設認可
昭和 48(1973)年 4月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設
昭和 60(1985)年 3月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻（修士課程）増設認可
昭和 60(1985)年 4月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻（修士課程）増設
昭和 61(1986)年 3月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻（修士課程）増設認可
昭和 61(1986)年 4月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻（修士課程）増設
昭和 61(1986)年 11月	芦屋学園創立 50周年記念式典挙行
昭和 63(1988)年 11月	芦屋大学創立 25周年記念式典挙行
平成 15(2003)年 4月	ビジネス研究センター開設 （平成 26(2014)年度よりキャリア支援センターに統合）
平成 15(2003)年 12月	芦屋大学創立 40周年記念式典挙行
平成 17(2005)年 4月	国際交流センター（現 国際交流課）開設 教職教育支援センター（現 教職支援課）開設
平成 18(2006)年 4月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科を 国際コミュニケーション教育科に名称変更
平成 19(2007)年 4月	芦屋大学 臨床教育学部、経営教育学部の2学部4学科に改組、 産業教育学科を経営教育学科に名称変更
平成 21(2009)年 4月	臨床教育学部 教育学科にスポーツ教育コース開設
平成 22(2010)年 4月	芦屋大学大阪キャンパス開設 経営教育学部 経営教育学科にキャリア教育コース開設 芦屋学園スポーツ教育センター（現 地域連携推進・スポーツ振興

芦屋大学

	室開設) 開設
平成 23(2011)年 4 月	キャリア支援センター (現 就職部) 開設
平成 24(2012)年 1 月	芦屋学園スポーツモダニズム活動開始
平成 25(2013)年 4 月	臨床教育学部 国際コミュニケーション教育科を募集停止 臨床教育学部 教育学科に国際教養学コース開設 経営教育学部 経営教育学科にバレエコース開設
平成 26(2014)年 4 月	芸術文化センター開設
平成 26(2014)年 11 月	芦屋大学創立 50 周年
平成 28(2016)年 4 月	臨床教育学部 教育学科にダンスコース開設
平成 29(2017)年 9 月	芦屋大学大阪キャンパスを六麓荘キャンパスに統合
平成 31(2019)年 4 月	臨床教育学部 児童教育学科に幼児教育コース開設、 指定保育士養成施設として認可

2. 本学の現況

- ・大 学 名 芦屋大学
- ・所 在 地 〒659-8511 兵庫県芦屋市六麓荘町 13 番 22 号
- ・学 部 の 構 成 臨床教育学部
教育学科
児童教育学科

経営教育学部
経営教育学科
- ・大学院の構成 教育学研究科 教育学専攻 (博士前期課程・博士後期課程)
英語英文学教育専攻 (修士課程)
技術教育専攻 (修士課程)
- ・学生数、教員数、職員数 (令和元(2019)年 5 月 1 日現在)

1)学生数

(学部)

学部	臨床教育学部						経営教育学部			合計		
	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年	80	25	105	16	20	36	89	31	120	185	76	261
2 年	81	13	94	13	10	23	88	27	115	182	50	232
3 年	77	29	106	9	16	25	79	19	98	165	64	229
4 年	43	16	59	12	10	22	63	15	78	118	41	159
計	281	83	364	50	56	106	319	92	411	650	231	881

芦屋大学

(大学院)

専攻	教育学研究科												合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			英語英文学専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年	1	1	2	3	0	3	0	0	0	1	0	1	5	1	6
2年	1	1	2	3	2	5	0	0	0	1	0	1	5	3	8
3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1	1	0	1	1
計	2	2	4	6	2	8	0	0	0	2	1	3	10	5	15

2)教員数

(学部)

学部	臨床教育学部						経営教育学部			合計		
学科	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	12	3	15	4	1	5	13	0	13	29	4	33
准教授	3	0	3	3	3	6	3	0	3	9	3	12
講師	1	1	2	0	0	0	1	0	1	2	1	3
助教	1	1	2	0	0	0	1	1	2	2	2	4
計	17	5	22	7	4	11	18	1	29	42	10	52

(大学院)

専攻	教育学研究科												合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			英語英文学専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	3	0	3	8	0	8	1	0	1	2	1	3	14	1	15
准教授	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
講師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助教	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3	0	3	8	0	8	1	0	1	2	1	3	14	1	15

※学部の教員が兼務

3)職員数

	男	女	計
正職員	20	21	41
嘱託職員	0	0	0
臨時職員他	6	8	14
計	26	29	55

※法人所属の職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、芦屋大学学則および芦屋大学大学院学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

芦屋大学学則第 1 章総則（教育目的）第 1 条

本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする。

芦屋大学大学院学則第 1 章総則第 1 条

芦屋大学大学院は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

各学部学科、大学院の各研究科・専攻の目的は、下記のように具体的かつ明確に定めている。

臨床教育学部

個人の可能性を引き出す教育とともに、幼児、児童及び生徒等の教育の困難に直面している親・教師の問題を具体的に研究し、これらの問題を解決する能力を伸ばす教育について教育・研究する。

教育学科

学部の目的である臨床教育学の教育・研究を通じて、実社会での教育実践能力を養成する。

児童教育学科

学部の目的である臨床教育学の教育・研究を通じて、幼児期及び児童期の教育の理解と実践能力を養成する。

経営教育学部

経営学に加えて、現代社会が直面する産業・技術動向に関する幅広い知識を教育・研究する。

経営教育学科

学部の目的である経営教育学の教育・研究を通じて、実社会での実践能力を養成する。

教育学研究科

教育の本質を探究し、現代社会が内包する教育課題を明らかにするとともに、教育理論及び方法論を教育・研究する。

教育学専攻（博士課程）

教育学研究科の目的・使命とともに、併せて企業経営に関する教育の課題及び方法論を教育・研究する。

英語英文学教育専攻（修士課程）

特に英語、英文学に関する教育について、課題及び方法論を研究する。

技術教育専攻（修士課程）

特に技術教育に関する課題及び方法論を研究する。

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神および実践綱領については、『学生便覧』『大学院便覧』において、分かりやすく簡潔に説明している。実践綱領については下記のとおりである。

「独立と自由—自由の本質をわきまえ、独立の心を養う」

「創造と奉仕—創造力を培い、すすんで社会に奉仕する」

「遵法と敬愛—規律を守り、互いに敬愛する心を育てる」

本学の使命・目的を簡素な文章により表現している建学の精神と実践綱領は、本学ホームページをはじめ、『大学案内』『学生便覧』『大学院便覧』等の印刷物に掲載し、学内外に周知を図っている。また、入学式をはじめ、新入生オリエンテーションや全学生ガイダンス、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」等でも繰り返し説明している。

芦屋大学図書館に設置されている福山重一文庫(Collection of Books Donated by Dr. Shigekazu Fukuyama)では、建学の精神を提唱した本学創立者の軌跡を文献や資料で辿ることができる。大学玄関前には福山重一の喜寿を記念した銅像が建立されており、その銘板に建学の精神が生まれた経緯が記されている。さらに、大学院を創設して「職業指導学研究の府」としたことも刻まれている。福山記念館や附置技術研究棟には建学の精神を記したレリーフが掲げられている。実践綱領が詠み込まれた学歌「輝け白亜」は、入学式、卒業式、学園祭等の行事で斉唱することはもちろん、毎日始業前に学内放送される。この学歌は本学正門入口の石碑にも刻まれ、学内者はもとより学外者にも目に触れるよう明示されている。

建学の精神と実践綱領、学部学科の教育目的に基づき、本学の求める学生像と各学部学科のアドミッションポリシーが明確かつ具体的に、簡潔な文章で定められており、これらは本学ホーム

ページや『募集要項』に明記されている。

(3)1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」という言葉は学生によく浸透し、その理念もよく理解されているが、今後、更に学外の方々にも正しく理解してもらえるよう努力し、特に社会及び地域連携に関わる学外への認知度向上に努める。

この建学の精神を大学での教育に関連させ、キャリア形成に対する学生のいっそうの自覚を促すため、入学前から卒業までの系統だったキャリア教育の在り方と、基礎学力向上のための方策について再検討している。平成 29(2017)年度から変更した 1 年次の「大学生活入門」「キャリア基礎」、2 年次の「キャリアデザイン I II」は、「天職」に就くために学生のキャリア意識の向上を目指し取り組んだ結果、効果が得られている。平成 31(2019)年度以降も学生が希望する職業に就けるよう、キャリア意識の向上はもとより基礎学力の向上に繋がる自己学習の習慣を根付かせられるように、更なる取り組みを行う。

大学の使命・目的及び教育目標は、中長期計画にあげるものと合致しており、将来計画とともに具体性・明確性・簡潔な文章化を含め、常に改善体制を整え対応していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1)1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2)1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色はすでに記したとおり、「少人数教育による『人間力』の育成」「多彩な専門教育」「教育研究機能を活かした社会貢献と地域連携」である。

「少人数教育による『人間力』の育成」については「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン I II」および「専門演習」の担任と、スポーツ教育・教職教育支援・国際交流・学生健康管理の各センター、教学支援部・学生部・就職部の教職員が、いつでも学生からの相談に対応できる体制を整え、この仕組みを学生に周知している。また、基礎教養科目の一つである「人間力概論」において、学長自ら全学部学科の 1 年生を対象に指導している。

「多彩な専門教育」については、収容定員数 1,000 名という小規模大学でありながら、2 学部 3 学科 11 コースのカリキュラムを開設している。これは、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神に基づいているものである。2 つの学部ともに教育学がベースとなり、教職・心理・スポーツ・ダンス・バレエ・経営・自動車技術・観光・航空など学生の「なりたいを育てる」多彩な

カリキュラムを展開している。また、産業界との繋がりが深い大学として、大阪商工会議所との産学連携をはじめ、様々な企業経営者が本学の講義を行う経営教育を、学部の域を越えて実践している。

少人数教育については、上述の 11 コースの履修状況が概ね 20 名から 30 名程度となることから、担当教員が学生一人ひとりと向き合い、個人の持つ可能性を導き出す教育を可能にしている。本学の目指す少人数教育は、社会で卒業生一人ひとりが自分らしく輝いていけるように、社会に出て適応する力を身に付けられる教育を実践している。

『学生便覧』に各学部学科およびコースの教育目的、育成する人物像、推奨科目等を分かりやすく明示している。入試説明、入学後のオリエンテーション、履修登録等で学生に周知している。また、ホームページにおいてもこのことを学内外の関係者に明示している。

「教育研究機能を活かした社会貢献と地域連携」についてはその活動をホームページで紹介するとともに、テレビ、新聞等で報道され学生、地域住民及び関係者に伝えられている。

1-2-② 法令への適合

本学の使命・目的は、教育基本法、学校教育法第 83 条、大学設置基準第 2 条に則り芦屋大学学則第 1 条ならびに芦屋大学大学院学則第 1 条に明記されている。教育基本法および学校教育法、大学設置基準に照らして、大学、大学院としてそれぞれ適切な教育目的を掲げている。

1-2-③ 変化への対応

本学は昭和 39(1964)年に教育学部だけの単科大学として創設されたが、平成 19(2007)年度から臨床教育学部と経営教育学部の 2 学部に変更した。現在、2 学部 3 学科、1 大学院教育研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間、時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズや志向に応じて、学科やコースの再編等様々な取り組みを行ってきた。

臨床教育学部教育学科では、平成 21(2009)年度よりスポーツ教育コースを開設し、保健体育の中学校・高等学校教諭一種免許状を取得できるようにした。平成 25(2013)年度には国際コミュニケーション教育科の募集停止に伴い、国際教養学コースを新設、また平成 28(2016)年度よりダンスコースを開設した。教職課程の見直しも行き、平成 28(2016)年度より職業指導の中学校・高等学校教諭一種免許状、地理歴史の高等学校教諭一種免許状については廃止した。

臨床教育学部児童教育学科では、平成 23(2011)年度より特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を取得できるようにした。

経営教育学部経営教育学科では、平成 22(2010)年度より大阪キャンパスを開校し、キャリア教育コースを開設、平成 25(2013)年度よりバリエコースを含む全 9 コースを開設した。コースの統合・再編を経て、平成 28(2016)年度より 5 コースに集約した。同学科のキャリア教育の中核を担う経営マネジメントコースにおいては、平成 27(2015)年度から 6 科目のキャリア教育科目を、さらには時代の要請を受けて平成 28(2016)年度からは、より専門的・発展的な産学連携実践的教育科目を 5 科目、新規開講している。

このような学科やコースの再編に伴い、各コースにおいて育成する人物像や推奨科目等を見直し、より具体化、明確化している。

1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は変わらないが、各学部のコース構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、改善・向上を図り取り組みと成果をホームページ、『大学案内』、広報誌等へ掲載し、学内外に発信していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1)1-3の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2)1-3の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神は平成 18(2006)年度に常勤理事会の議を経て明文化されている。本学の使命・目的及び教育目的について、教職員は学部教授会や学科会議、各種委員会において確認し、共通理解を深めている。大学全体の現状の分析、教育方針や課題の検討、学内の組織運営の企画立案は学長・副学長・学長室長・学長室次長・入試広報部による総合企画会議にて行われ、必要に応じて理事会に諮り、決定した事項については学部長・総務部長・教学支援部長・学生部長・就職部長を加えた大学運営会議を経て、学部教授会、各部署に報告される。このような運営方針により、教職員の共通理解と支持を得て、学内組織の円滑な運営を推進している。

1-3-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的について、在学生には『学生便覧』を配布し、「大学生活入門」「キャリア基礎」や学長ガイダンス等で説明している。学内外者には『大学案内』やホームページ等を通じて学内外に周知を図っている。受験生には『大学案内』や『募集要項』等のパンフレットやオープンキャンパスで周知するとともに、入学前教育も行っている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

中期計画（平成 28～30(2016～2018)年）においては、大学の使命・目的と教育目的を達成するための具体策として、教育力の充実と就職力の強化が掲げられている。授業の活性化と充実、学生満足度の向上を図るため、平成 27(2015)年度には授業活性化委員会により「芦屋大学授業全力宣言」が策定され、非常勤教員も含む全教員、全学生に周知された。

その他、芦屋大学のブランディング向上の再考に取り組まれている。大学教学改革委員会を設置し、学部学科の改組に関する検討だけではなく、既存する学部学科を如何に魅力ある形にアピールができるか、高等教育が目指すべき姿を社会の流れやニーズを見通しながら、5年後の改革を目指し継続して検討を進めている。また、大学教学改革委員会で検討を進めた改革案をより明

確にするため、平成 30(2018)年度秋より学園創成プランが策定され、新たな魅力ある大学の追及、実現に向けて設置された大学ブランディングプロジェクトチームが教学改革の検討を実現に繋げる。

就職力の強化として基礎的な教養や専門的知識の習得だけでなく、生活態度の向上が重要であるとの認識で指導にあたっている。本学のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについても、本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学及び研究科の創設、学部学科の改廃はすべて建学の精神、使命・目的に照らして行われてきた。教育および研究を支援するため「芦屋大学図書館」「教育相談所」「附置技術研究棟」「就職部」を設置している。平成 29(2017)年度まで一部署として開設していた国際交流センターと教職教育支援センターは、目的を新たに名称変更や統合を実施した。『ワンストップサービス』を掲げ、国際交流センターを学生部の国際交流課へ、教職教育支援センターを教学支援部の教職支援課へと名称と組織配置を変更し、学部事務室内に集約した。これにより学生支援と対応の質の向上が図れることとなった。また、「スポーツ教育センター」は、スポーツだけではなく多様な地域との密接な関係を築くことを目的として、大学全体の地域連携を総括する部署となる「地域連携推進・スポーツ振興室」として名称を変更した。

本学の使命・目的を新入生に理解させ、人間力を向上させるため学長自ら「人間力概論」で講義している。学部教育は基礎教育と専門教育との両面から行われている。教員配置も専門教育に不可欠な理論系の教員だけでなく、両学部とも実務経験豊かな教員を配置し、バランスを保った教育研究組織を構成している。基礎教育とりわけ基礎学力の向上について、公務員試験地方初級で求められる学力という具体的な目標を設定し、基礎教養科目の授業を通して努力している。専門教育については、教員各自が建学の精神を踏まえ、専門知識や技術を講義している。研究科の教育は専攻の特質から、学部教育の基本理念を発展統合し、教育的観点を要する専門的業務に従事する人材養成に努めている。

学部、学科、研究科および各施設各センターが、本学の使命・目的および教育目的に則り、有機的に連携し円滑な教育研究活動を推進している。

(3)1-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、急速に変化する社会情勢の中で本学の果たすべき役割を再確認し、これまでの教育の質的転換の取り組みをベースに、特色ある教育の展開に努める。教育内容や教育方法の一層の改善を図るとともに、3つのポリシーについても必要に応じて見直しを行っている。本学では平成 28(2016)年度より学内の組織、運営に関する事項の企画、立案を行う学長室、総合企画会議と大学運営会議を設置した。平成 28～30(2016～2018)年度の中期計画に基づき、全教職員が意識改革を行い、将来構想を具現化していく。

[基準 1 の自己評価]

本学は、学校教育法に基づき、使命・目的及び教育目的、各学部学科コースおよび大学院研究科各専攻の教育目的を明確に定めている。その内容は簡潔な文章で具体的かつ明確に示されており、また、法令の定めるところに適合している。本学の個性・特色である少人数教育、多彩な専

芦屋大学

門教育、社会貢献と連携は、全教職員の理解と支持のもとで行われている。理事会、総合企画会議、大学運営会議が中心となって、学部教授会や学科会議、各種委員会の意見や提案を汲み上げ、教育目的と内容の改善・向上と学内外への周知に努めており、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受け入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1)2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2)2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

2-1-① 入学者受け入れの方針の明確化と周知

学部

本学における入学者の受け入れ方針は、建学の精神に基づく教育目的に応じて、大学のアドミッションポリシー、『求める学生像』、各学科のアドミッションポリシー【表 2-1-1】に明文化されている。各学科のアドミッションポリシーの周知については、募集要項、入試ガイド、本学ホームページに明記している。また、オープンキャンパスや進学相談会、高校内ガイダンス、高等学校教員対象入試説明会で資料を配布し、入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）について説明している。

『求める学生像』

1. 自分の個性や適性について考え、自分の持てる力、可能性を切り開いていこうとしている人
2. これまで体験したことや人との出会い等を整理し、大学で学びたいという動機をはっきり持っている人
3. 未来の夢について、これから主体的に取り組んでいきたいことについて、情熱を持って人に伝えることができる人

表 2-1-1 各学科のアドミッションポリシー

学部	学科	アドミッションポリシー
臨床教育学部	教育学科	<p>教育学科は教育や心理、異文化に関心を持ち、それらについての専門的知識を探究する教育学・心理学・スポーツ教育・国際教養学・ダンスの各コースでの教育課程を学修するための基礎学力・基礎体力・意欲を有した人を求める。各コースでの学修を通して将来の進路を探索しながら人間力の形成を目指す人を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育に関心を持ち、教育関係の仕事に主体的に取り組むための基礎学力・思考力・判断力・表現力・意欲・態度を有する人。 2. 人間の心理、教育心理、人間発達、カウンセリングに関心がある人。将来、教育現場や職場・地域で心理学の知識を活かして活躍したい人。教育カウンセラーや心理カウンセラーとして困難をかかえた人々を支援したい人。 3. 中学校(社会・保健体育・英語)・高等学校(公民・保健体育・英語)の教員を目指す人。地域のスポーツ・社会体育・スポーツビジネスの世界で活躍することをを目指す人。 4. 異文化理解や外国語習得によって自己理解を深め、他者との関りを尊重し、主体的な研究活動を通して、多様な価値観によって構成される国際社会の発展に貢献することをを目指す人。 5. 大学教育にふさわしい学問的アプローチを行いながら、ダンスの技術を磨き、ダンスを通じて自己を表現できるように、将来教員・指導者や、ダンスパフォーマーを目指せる基礎的知識・技能及び高いモチベーションを有する人。
	児童教育学科	<p>子どもは次代を担う大切な人材である。彼らがすくすくと豊かに育つようにかかわりサポートするのは大人の責任である。幼稚園や小学校の教師には、子どもが夢や目標を持ち、彼らがそれを達成するように寄り添い、励まし導く教育力が求められる。一方、家庭や地域社会の教育力が低下している今日、地域社会と密接した関係にある幼稚園や小学校が連携して子どもの教育にあたる必要がある。児童教育学科は、このような社会の期待に応える意欲のある人を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幼児期、児童期の子どもの心身の発達に強い関心のある人。 2. 幼稚園教員、小学校教員、特別支援学校教員として将来の目的をはっきりと持っている人。 3. 子どもを取り巻く地域社会の発展に寄与することを目指す人。
経営教育学部	経営教育学科	<p>社会が形成され発展していくには、人を育て、人を活かせる、リーダーシップの能力が求められている。本学科は、経営学と教育学を軸に、各コースの専門的知識の獲得と実践力を身につけ、主体的に将来の進路を探索しながら真摯に学修に励む人を求める。下記に各コースで求めている学生受け入れ方針を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業等の管理者としてビジネスリーダーを目指している人。将来、経営者として家業継承を担う人。経営マネジメント能力を身につけたい人。 2. 中学校技術科、高等学校情報科の教員として、教育分野に関心のある人 3. 自動車技術を学び整備士の国家資格取得を目指す人。自動車ビジネスの分野で活躍したい人 4. バレエの専門理論や高度なバレエ技術を磨きたい人。創作活動を通して、教え・育てるという教育分野に関心がある人。公演活動を通して、バレエスクール、バレエカンパニーなどを管理・運営し経営的視点を身につけたい人。 5. 航空や観光ビジネスに必要な専門的知識および汎用的スキルを身につけ、サービスやホスピタリティ業界で活躍できる能力を身につけたい人。

大学院

表 2-1-2 各専攻のアドミッションポリシー

専攻	アドミッションポリシー
教育学専攻博士課程	<p>本専攻は教育学・教育文化学・教育心理学・特別支援教育の各分野を研究する教育学関連分野と、経営学・産業技術・産業心理・人間環境等の各分野を教育的観点から研究する経営教育分野からなっている。また、この博士課程は標準修業年限 2 年の前期課程と標準修業年限 3 年の後期課程とに区分されている。後期課程は、上記専攻分野において自立した研究者として研究活動を行う者、またはその他の高度に専門的な業務に従事しようとする者を養成することを目的としている。前期課程は、後期課程の基礎として、上記専攻分野において高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことを目指すとともに、高度の専門性を有する職業等に従事しようとする者を受け入れている。なお、本専攻は学位取得や再教育を目的とする大学・高校等の現職教員、専修免許状のための継続教育等を目的とする者、一般社会人にも開かれている。したがって入学試験においては、将来の進路希望・研究関心・研究テーマを慎重に審査して入学者の決定を行っている。</p>
英語英文学専攻修士課程	<p>本専攻は、i 英語学・英語教育分野、ii 国際文化分野、iii 英米文学・文化分野の 3 分野からなっており、これらの分野に関する高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことを目指すとともに、優れた英語指導者、国際社会で活躍できる人材、英語英文学に関する研究者等を目指す者を受け入れている。専修免許状（中学校・高校英語科）のための継続教育を目的とする者、一般社会人にも開かれている。</p>
技術教育専攻修士課程	<p>本専攻は、i 学校の技術科教育に関する技術教育分野、ii 一般的なキャリア開発分野、iii 現代産業技術や情報に関する産業技術分野、iv 自然・社会・文化に関する人間環境分野の 4 分野からなっており、これらの分野に関する高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことを目指すとともに、関連する高度の専門性を有する職業等に従事しようとする者を受け入れている。専修免許状（中学校技術科）のための継続教育を目的とする者、一般社会人にも開かれている。</p>

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

学部

入学者受入れの方針は、アドミッションポリシーとしてすべての募集要項、ホームページに記載し周知を図っている。本学は大学設置基準第 2 条の 2 に基づき、入学者の選抜を公正かつ適切に行っている。入試制度については、入学者受入れの方針や教育目的をもとに定め、当該年度の入試結果を踏まえ、「入試委員会」にて次年度案を作成し、「理事会」に上申している。入学試験の実施にあたり、本学では創立以来すべての入試に面接を必須としており面接試験の時点から志望する学科の担当者が本人の本学への志望の適正や、一人ひとりの持てる可能性・人間性について、上記『求める学生像』の評価基準をもって判定している。

また、学力試験を課す入学試験においては、アドミッションポリシーに基づいた学力の確認を基本としている。

入学試験の実施運営については、専任教員と事務職員で構成する「入試委員会」において、「芦

屋大学入学者選考に関する規定」に則り、入試問題作成や当日の入試業務、採点処理チェック、合否通知発送等の役割分担を明確化している。なお、試験当日は入試統括本部を設け、すべての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測事態発生時の速やかな対応のための体制を構築している。さらに、実際に監督等を担当する教職員には、「入試委員会」及び入試広報部が入試制度ごとに定められた監督要領、実施要領等を配付し、公正に運営している。

本学で実施する入学試験はAO入試、自己推薦入試、自己推薦特待生入試（学業方式、家業を継ぐ見込みのある特待生方式）、一般入試（学業特待生選考）、スポーツ推薦入試（スポーツ特待生選考）、芸術文化入試（バレエ方式、ダンス方式、吹奏楽方式）、指定校推薦入試、指定校特待生推薦入試、編入学入試、編入学教職特待生入試、編入学指定校推薦入試、編入学スポーツ特待生入試、秋季一般入試、秋季編入学入試、秋季編入学スポーツ特待生入試、私費外国人留学生入試がある。各入試の出願資格・選考方法・特待生ランク等は募集要項に定めている。多様な入試を実施し、入学者受入れの方針に沿った学生を受け入れるべく工夫がなされているものと判断する。

大学院

大学院の入試では、出願を希望する者には受験資格審査において研究計画書を提出させ、出願可否を通知する。選考方法は研究計画書に基づく口頭試問・面接試験を行ったうえで、大学院委員会により判定する。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部

平成 22(2010)年度まで志願者の減少が続き、志願者・入学者の減少を食い止め、回復させることが本学の最重要課題であるという認識のもと、学長以下全学をあげて学生募集に取り組んできた。

積極的な校内ガイダンス参加や高校訪問、各種イベントの実施等によって成果が現れ、資料請求数、オープンキャンパス等来学者ともに大幅に増加した。また入試広報部では引き続き、オープンキャンパス、各種イベント、高校訪問、進学相談会の参加、広報販促強化等、積極的に学生募集活動を行っている。

特にオープンキャンパスについては年間 11 回程度開催しており、来学者は年々増加している。

志願者数については、平成 28(2016)年度募集までは入学定員 250 名に対し下回っていたが、平成 29(2017)年度募集は志願者数が 284 名、平成 30(2018)年度募集は 274 名、平成 31(2019)年度は 333 名と、着実に入学定員を上回る志願者数を達成している【表 2-1-3】。

学部別では、経営教育学部は入学定員 100 名に対し平成 29(2017)年度からは志願者数が定員を超えている。臨床教育学部は入学定員 150 名に対し平成 29(2017)年度は志願者数が 163 名、平成 30(2018)年度募集は 142 名と減少したものの、平成 31(2019)年度は入学定員を上回った。【表 2-1-4】。

表 2-1-3 入学定員に対する学生受入れ数の推移

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
入学定員	250	250	250	250	250	250
志願者数	245	184	192	284	274	333
入学者数	236	173	178	271	242	261
充足率	94.4%	69.2%	71.2%	108.4%	96.8%	104.4%

表 2-1-4 学部別入学定員に対する学生受入れ数の推移

(臨床教育学部)

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
入学定員	150	150	150	150	150	150
志願者数	168	125	112	163	142	156
入学者数	162	120	103	156	129	141
充足率	108.0%	80.0%	68.7%	104.0%	86.0%	94.0%

(経営教育学部)

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
入学定員	100	100	100	100	100	100
志願者数	77	59	80	121	132	177
入学者数	74	53	75	115	113	120
充足率	74.0%	53.0%	75.0%	115.0%	113.0%	120.0%

大学院

大学院の受入れについては、過去6年間、定員を満たしていないが、近年社会人入学、現職教員の入学者が増えている。特に平成29(2017)年度以降は中学校技術科の専修免許取得希望者の増加が目立つ。【表 2-1-5】

表 2-1-5 入学定員に対する院生受入れ数の推移

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
入学定員	25	25	25	25	25	25
志願者数	11	3	9	4	6	8
入学者数	11	3	7	3	5	6
充足率	44.0%	12.0%	28.0%	12.0%	20.0%	24.0%

(3)2-1の改善・向上方策(将来計画)

学部

入学定員の確保に向けて改善・向上を図ることは、本学の最重要課題と捉えている。学部別

入学定員に対する学生受入数においては、経営教育学部は平成 29(2017)年度より 3 年連続で入学者数が定員を超えているが、臨床教育学部では、児童教育学科が定員を充足できていない状況が続いている。ただし、短期大学の募集停止にともない保育士養成課程を大学に新設することで児童教育学科の志願者数は増加傾向にあるため、引き続き取得できる資格・教員免許についての訴求に努め、募集活動を行う。

学生募集においては、入試広報部の募集チームが校内ガイダンスや高校訪問、進路説明会、学校行事等に参加し、大学の PR に努めるとともに高等学校教員からの推薦を中心に、受験生・保護者・高等学校に対し各種広報物による情報発信及び高大連携や出張授業、バス見学会、オープンキャンパス等のイベント開催により接触を増加させ、アドミッションポリシーのさらなる周知・理解に加え、本学のカリキュラム、取得できる免許・資格について広報に努めていく。

昨今、利用者が増加しているスマートフォンや情報端末を使った LINE 等の SNS の活用や動画、WEB 広告の掲出により、大学と入学希望者との相互理解を進めることを目標とし、リアルタイムな情報発信を行う。

また、女子学生募集強化は各学部の重要課題と捉えている。そのため、女性教職員と女子学生によるプロジェクトを立ち上げ、女性の視点から大学の魅力づくりを検討している。留学生の志願者増加は続いているが、より修学意欲の高い学生を受け入れるべく入試前の段階でも志願者ときめ細かな面談を行い本学とのマッチングを強化している。さらに、令和 3(2021)年度に控えた高大接続改革の移行期間と位置付け、アドミッションポリシーに沿った入試制度や選抜方法の見直しを検討しており、優秀な人材の獲得・育成に努める。

大学院

学部と同様、各種広報物・WEB による情報発信を行い、定員確保に努める。平成 28(2016)年度募集より大学院案内を制作して学内外の広報活動を強化し、また、本学学部生の進学増加を図るため内部進学者の入学金免除制度も実施した。平成 26(2014)年度からは長期履修制度を導入し、社会人・現職教員の入学者の増加に努めている。教員免許取得のために学部への編入学を希望する大卒者には大学院に進学し専修免許を取得することも選択肢として勧めていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1)2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2)2-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

臨床教育学部

臨床教育学部の目的は、本学の建学の精神を踏まえて「個人の可能性を引き出す教育と ともに、幼児、児童及び生徒等の教育の困難に直面している親・教師の問題を具体的に研究し、これらの

問題を解決する能力を伸ばす教育について、教育・研究すること」である。

《教育学科》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

教育学科の教育目的は、大学の建学の精神と臨床教育学部の目的に基づき、実社会に通用するような教育実践能力を養うことである。この目的を達成するため 1・2 年次に教育学に関する必修科目を配置している。更に学生自身が選択する専門分野を学べるよう教育学コース、心理学コース、スポーツ教育コース、国際教養学コース、ダンスコースの 5 コース制をとり、それぞれのコースの特性を踏まえ教育課程を編成している。学生はコース別に系統立てられた専門教養科目を修得すると同時に、学年の進行に沿った基礎教養科目や選択科目、ゼミ形式で行われる「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」「専門演習」を履修していく。

教育学科では、教育学とその関連分野、コースごとの専門分野だけでなく、教員免許状（中学校の社会・保健体育・英語と、高校の公民・保健体育・英語）を取得する学生への教育にも力を入れている。教職志望の学生に対しては、教職教育支援センターが中心となり運営している教員採用試験対策講座への参加を促している。

なお、教育目的を踏まえた教育課程編成については、教務委員会および教育学科会議で、教員間で課題を確認し必要に応じ改善している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

教育学科では 1 年次と 2 年次に必修科目を設定している。実社会に通用するような教育実践能力を養うという教育学科の教育目的を認識し、その基礎知識を得られるよう 1 年次に「教育学概論」と「教育心理学」を、2 年次に「教育の方法と技術（中等教育）」と「教育方法学」を必修科目として設定している。3 年次以降の教育課程を体系的に編成するため、本学科所属の教員は 5 コースのいずれかに所属し、「専門演習」をはじめコースごとに必要な専門的な科目を担当している。

教育学コースでは、学生が教育の基本的な知識および技術を幅広く身につけたのち、教育学やその関連分野、すなわち「教育行政学」「世界教育史」「日本教育史」「教育社会学」「教育調査法」「教育哲学」等を学ぶことができる。

心理学コースでは、人間の発達や教育についての心理学的理解を目指している。学生は幅広い観点から、「教育心理学」「発達心理学」「児童心理学」「精神保健」「カウンセリング心理学」等を学ぶことができる。

スポーツ教育コースでは、スポーツの競技力向上に貢献する方法や理論を学ぶとともに、健康に関わる正しい知識や、生涯にわたって心身の健康を保持増進するための実践力を身につける。また、将来的にスポーツ関係の指導者を目指しながら、教育の 3 要素である知育と徳育と体育についても、スポーツ教育コースとスポーツ教育センターとの連携のもとで主体的に学習できるような体制が整えられている。

国際教養学コースでは、グローバル化の時代に生じる諸問題に対応できるような人材を育成するため、教育の中心に外国語習得と異文化理解を据えている。この 2 つを中心に英語の教員免許状関連科目等を加え、教育課程を編成している。外国語の習得については、必修の英語以外にもドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語を学べる。異文化理解や多文化共生教育という点

では、日本文化やアジア太平洋文化や EU 文化についての文化研究、英米文学研究、国際交流等の講義を履修できるようになっている。

平成 28(2016)年度からダンスコースも開設された。「現代的なリズムのダンス」が平成 24(2012)年から学校教育に取り入れられ、ダンスのできる教員が学校現場で求められるようになってきたからである。ダンスコースでは、ヒップホップやロックやジャズ等様々なダンスをプロのダンサーに学ぶ。希望学生は保健体育などの教員免許状が取得できる。

また、教育学科における授業内容・方法の工夫としては次のようなものがある。教員が一方的に話すような講義形式だけでなく、学生自身が調査した内容を発表し、クラスで討論するような知識活用型の教育法や、視聴覚教材を取り入れた教育法も行われている。1・2 年次の「大学生生活入門」や「キャリア基礎」では少人数のゼミ形式も取り入れている。ゼミ形式では、読む能力、書く能力、聴く能力とともに、自分が考えたことを整理して論理的に伝えるためのコミュニケーション能力も磨いている。

教育学科の英語教育についての工夫として、英語力の高い者や留学経験者を対象に英語特別講義を開講し、より高度な英語力養成に努めてきた。また、希望者には英語図書を貸し出し、読書や読後感発表も奨励している。国際交流センターと協力しながら、海外での語学研修や留学派遣を行っている。

教員志望の学生に対しては、免許状を取得するために必須となる教育実習や介護等体験だけでなく、学校ボランティア等を通じて積極的に学校現場を体験させ、座学だけでは身につけられない実践力を向上させるよう努めている。

基礎学力の徹底のため、1・2 年生対象に本学が導入する A ドリルへの取り組みに力を入れた。具体的には各単元の目標点数を 70 点とし、学年毎にすべての学生の取り組み状況を明らかにし、目標に到達していない学生については、厳しい指導、居残り学修等を実施した。その結果、これまでの取り組み状況より、大幅な改善が見られた。

《児童教育学科》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

児童教育学科の教育目的は、大学の建学の精神と臨床教育学部の目的に基づき「学部の目的である臨床教育学部の教育・研究を通じて、幼児期及び児童期の教育の理解と実践能力を養成することである。優れた教育者の養成を目指し、教養、専門性、実践力、社会性を養うための教育課程を編成している。「幼児・児童教育コース」と「特別支援教育コース」から成り立っており、上記の教育目的を踏まえ、両コースとも以下のように教育課程編成方針は明確化されている。幼児・児童教育コースでは、「子どもたちの声を的確にキャッチできる優れた教員」を養成するため、教師に求められる資質能力である探究力、実践的指導力、コミュニケーション力の育成に力を入れ、教育現場の体験を通して、教職者に必要な力を自覚する機会を数多く設けている。特別支援教育コースでは、「子どもたちへの適切な指導や支援ができる教員」を養成するため、実際の教育現場で必要とされている特別支援教育への正しい知識を身につけるよう教育課程を編成している。いずれのコースにおいても、1 年次には少人数制の「大学生生活入門」および「キャリア基礎」により基礎学力を高めながら人間教育や児童教育の全般を学習し、基礎教養科目を中心としたカリキュラムを履修して幅広い教養を身につけ、専門教育の準備を入念に行う。2 年次には教員免許状取得のためのプログラムに沿って、必要科目を中心にカリキュラムを履修し教育実

習に備えるとともに、専門的知識の習得に向けての下準備として基本的な教養を身につける。3 年次には教育実習や介護等体験、ボランティア活動等様々な教育の場に出向く機会を設けている。そこで体験を重ねることで、自身の教員としての適性或教育の場で必要な能力が自覚でき、実践的な指導法を身につけることができる。4 年次には教員採用試験の受験準備と並行して、より実践的な指導力を身につけるとともに、「専門演習」において各自研究した内容を卒業論文にまとめ上げる。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

児童教育学科の教育課程は、カリキュラムポリシーに則った教育者の養成を目指すための編成がなされている。

児童・幼児教育コースでは、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状の取得が可能である。特別支援教育コースでは、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状のいずれかに加え、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の取得が可能である。児童教育学科の入学生は教員志望が大多数であり、ほぼ全員が教員免許状の取得を目指して教職課程を履修している。

教職課程科目の学年配当については、1・2 年次で「器楽」「声楽」「図画工作」「児童体育」等の実技系科目を、また 3 年次前期までに各種の「保育内容」や「初等教科教育法」を配置する等、教育実習までにできるだけ関連科目の修得ができるよう配慮している。また、3 年次の「幼稚園教育実習」に先立ち、2 年次には附属幼稚園に出向いて保育の流れを観察し、子どもや保育者との関わり方を学ぶ「幼稚園観察実習」と、実際に保育に参加する「幼稚園参加実習」を実施し、段階的・発展的な教育実習を行っている。芦屋市内の小学校に出向き、学校現場を体験する「学校インターンシップ」を平成 29(2017)年度に試行したところ、教員を志す学生への教育効果が大きく、平成 30(2018)年度からはこれを 2 年次の選択科目として新規開講した。

特別支援教育コースでは、平成 29(2017)年度より「特別支援学校観察実習」を 3 年次から 1 年次に変更し、講義での学びと実際に教育現場を知る経験を通して、学生にとって確かな学びに繋がるカリキュラムに努めている。また、平成 29(2017)年度より履修科目の精選を行うとともに、知的障害児及び肢体不自由児の教育については、「知的障害児の教育Ⅰ」「同Ⅱ」及び「肢体不自由児の教育Ⅰ」「同Ⅱ」として 2 年次前期・3 年次後期に開講し、系統性のある内容を習得できるように配慮している。

児童教育学科では教育実習を教職課程の最重要科目として捉え、その事前・事後指導の充実に特に力を注ぎ、教育実習参加要件を厳格に運用している。学科独自の取り組みとして、事前に教育実習参加資格テスト(国語・数学・理科・社会・英語・論作文)を行い、学生の学習意欲と教育実習に対する責任感の向上を図っている。小学校・幼稚園の教育実習は 3 年次または 4 年次にそれぞれ 4 週間、特別支援学校は 4 年次に 2 週間実施するが、「専門演習」担当教員が中心となって実習校を訪問し、アドバイス等も行っている。4 年次の「教職実践演習」では『履修カルテ』を活用し、教育現場に起こる様々な具体的テーマに対して、どのように対応していくかを考えさせ、教員としての資質と実践的な指導力を養っている。教職課程の学びと振り返りについては、『履修カルテ』や『教育実習記録』を通して、「専門演習」担当教員による個別指導も行っている。

実際の教育現場を体験し、実践的な力を養う教授方法の工夫・開発の具体例として、「保育内

容指導法」では講義の後半は附属幼稚園でグループでの実践という形式をとっている。個人での実習とは違い、グループで行うことにより、共同で行う難しさと協力しあって成し遂げる達成感を生で体感し、“協同的学び”に向かう保育について考察する。また、「幼稚園観察実習」では観察を行った翌週、講義で振り返りの時間を持ち、各自の課題を明確にしたうえで次回の観察に臨んでいる。いずれも、附属幼稚園との緊密な連携により実現している。小学校や特別支援教育についても、兵庫県下の小・中学校で実施される「自然学校」「トライやる・ウィーク」の指導補助、近隣の学校ボランティアへの参加を推奨し、理論と実践の積み重ねにより、現場に即応できる力を養うよう指導している。

教員採用試験合格のための方策として、平成 28(2016)年度から「教員採用試験対策講座」を刷新し、前期は主に 4 年生を中心とした講座、夏休みに試験直前の講座、後期から主に 3 年生のための講座、春休みの集中講座を設けるなど通年で学生の受験勉強をサポートしている。平成 29(2017)年度に続けて「教職総合演習」など前・後期合わせて十数コマを時間割に組み込み強化した。また、認定こども園への就職を考慮し、保育士資格取得のための国家試験対策講座も開始した。

教育方法や内容の見直し・改善については、児童教育学科会議を毎月開催し、学科の現状の分析、課題の検討、学生についての情報交換を行っている。

経営教育学部

《経営教育学科》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学科は経営の基礎を学ぶと同時に、時代のニーズに応える実務的分野を幅広くコース分けしてきたが、コース教育の内容を強化するため、以下の編成方針【表 2-2-1】を堅持しつつコースを整理、統廃合を行ってきた。

表 2-2-1 教育課程の編成方針（カリキュラムポリシーと方針）

カリキュラムポリシー	学科教育実施方針
<p>本学の建学の理念「人それぞれに天職に生きる」のもと、生き方や職業に関する情報を積極的に提供し、学生に「気づき」と「行動」を促すキャリア教育を重視している。また、学科内科目を通し、自らの資質を向上させ、社会的、職業的自立を図るために必要な能力を養う。</p>	<p>経営者、技術者、教育者に加えて、それ以外の分野のビジネスリーダーの育成も目指す。卒業後の就職を見据えて、製造業からサービス業まで様々なビジネスの仕組みや教育学を研究し、時代に即したセンスとスキルの習得した企業人や教員を目指す。</p>

本学科のカリキュラムポリシーおよび教育実施方針を達成するため、カリキュラムを体系的に配置している。基礎教養科目では 1 年次より経営基礎を学ぶため経営に関する 2 科目を必修としている。専門教養科目では必修を必要最小限にし、幅広い選択を可能にしている。1 年次より 3 年次にかけて一貫して社会的、職業的自立を図るためのキャリア教育を平成 27(2015)年度より本格導入した（詳細は後述）。

学科内のコースは、以下の 5 コース【表 2-2-2】とし、それぞれの目的に応じて実務的・学際

的にカリキュラムの配置を行っている。

表 2-2-2 コースと目的・教育内容

コース名	目的	教育内容
経営マネジメント	経営学の基礎と応用を学び、幅広い分野のより実践的な学びの中で、ビジネス分野のセンスとスキルを身につける。	ビジネス経営、家業継承・企業、創造科学、情報技術、環境の分野から適合するものを選択し、自らの個性を活かし興味ある分野の才能を発揮する経営的センスを併せ持つ社会的有用な人材を育てる内容である。
技術・情報教員養成	中学校「技術科」と高等学校「情報科」の教員を目指すコースである。4年間で両方の免許も取得できる。特に、これから期待されている ICT に関する教養とスキル、教員としての実践力を身につける。	兵庫県内では、国公立大学で唯一の技術科教員養成課程であり、近畿圏内でも数少ないコースである。木材・金属加工、栽培、電気・電子・情報技術等の実験実習を行い、教育現場に即した実践力を身につけるとともに、教員採用試験対策講座の充実を図っている。
自動車技術	日本有数の産業分野である自動車分野に特化した研究を行う。メカニクの側面と経営的手腕を磨き、自動車分野でのビジネスリーダーを育てる。	文系大学として数少ない自動車整備士資格（2級）の実技試験免除の資格が取得できる科目を配置している。経営的センスと整備士スキルを併せた人財育成を目指す教育内容である。
バレエ	バレエに関する高い技術と幅広い教養を身につける。プロの演技者、劇場運営、バレエ教室の経営など、バレエ界の国内・海外の総合的リーダーを育成する。	高度なバレエスキル、舞台芸術や制作マネジメントの創作力、舞台スタッフの作業まで多面的にバレエ界を学術的に学ぶ。加えて劇場や教室運営など経営学的な側面を学ぶ内容である。
観光・航空ビジネス	幅広い教養とホスピタリティの精神を身につけ、観光ビジネスやホテル業界、空港のグランドスタッフやキャビンアテンダントの養成を目指す。	語学や教養といった大学での学びに加えて、当該分野のインターンシップや見学会等を経験させ、この分野の実務能力を身につけ、即戦力となりうる教学の内容である。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

近年、18歳人口の減少、ゆとり教育や高校における学びの多様化で従来と異なる修学歴の学生が入学するようになっており、入学後の「大学の学び」に戸惑い、適応できない学生が増えている。そこで、本学科では、大学における生活への適応や学びの方法等教育するため、初年次教育を充実させた。

1年次では学びの動機づけを目的とし、前期「大学生生活入門」、後期「キャリア基礎」「卒業生から聞く仕事と人生」の科目を配置している。約20名でクラスを編成し、円滑に意思の疎通を図ること、明晰に判断し、かつ批判的に思考することを目指し、グループワークによる演習を取り入れている。演習後にはレポート記述を課し、書く力の育成に重点を置いている。尚、後期では特に学部学科の枠を超えたクラス交流を企画した。グループ演習を通して他学科の学生との協働活動、異なる方向性の仲間を尊重する心を育てることを目指す。他方、「卒業生から聞く仕事と人生」ではキャリア教育として、本学科の卒業生を授業に招き、大学生活での苦心談、達成感、卒業後のつながり等、大学生活での夢と希望を醸成させる動機づけを行っている。

2年次では、自分の将来に向けた具体的な仕事探しのきっかけとなるように、「キャリアデザインⅠⅡ」でキャリア教育のカリキュラムを充実させている。

3年次の「キャリアプランニングⅠⅡ」では、業界・社会研究や自己分析による進路希望先の決定を支援する。

さらに平成28(2016)年度からは、本学部生の就職支援をいっそう強化するために、“家業を継ぐ見込みのある学生”“販売・フード・不動産の各ビジネスへの就職を希望する学生”“起業を希望する学生”を対象に、それぞれの進路別に就職活動や進路決定後の就業に役立つような専門的かつ発展科目を産学連携で新設し実施した。

① 産学連携実践的教育の導入

本学伝統の“家業後継者を育てる”教育を継承し、産学連携授業を導入した。大阪商工会議所や芦屋市との産学連携・地域連携講座として、平成29(2017)年度より授業を実施し成果を上げている。

② 教育職員採用試験に向けた工夫

本学科は兵庫県下国公立大学において唯一、中学校技術科教育職員免許状が取得できる教育機関である。この特徴を強固なものにするため、教育職員育成のため適切な教員配置と技術系教育に十分な設備の維持を行ってきた。本学卒業生が教育現場で技術科教員として活躍していることにより、複数の都府県市教育委員会より1次試験免除枠を取得できており、近年の正教員採用合格率向上につながっている。少人数教育で効率よく行える日常的な個別指導に加え、技術系全教員による採用試験に向けたサテライト特別授業の成果により、平成27(2015)年度は正教員採用合格率が50%を超えている。

《教授方法の改善を進めるための全学的な組織体制の整備と運用》

教育課程編成については各学科、教務委員会で検討している。各学科の目的にふさわしいカリキュラムとなっているかを随時確認し、改善が必要となれば翌年のカリキュラムに反映させている。また、学科のみで判断できない授業群つまり基礎教養科目、学部共通科目等については教務

委員会で検討する。教務委員会は教学支援部長、各学科主任で構成され学科横断的なカリキュラムについて忌憚のない意見を交換し、検討している。

授業をより充実させるため、これまでのFD委員会を平成27(2015)年度に授業活性化委員会と改めた。平成28(2016)年度の授業活性化委員会は、学長が指名した教員5名で構成されており、教学支援部（当時、現、教学支援部）や就職部や教職教育支援センター等と密接に連携した活動を行った。同委員会は教授方法改善のため、授業アンケート、研究授業の見学と研究授業後の意見交換会、FD研修会等を実施した。

平成27(2015)年度に芦屋大学授業全力宣言（以下、「授業全力宣言」）を定めた。この宣言は7項目からなり、教員と学生が協力しながら授業を充実させていくことを謳っている。同年度後期から教員の教育目標を共有すべく授業目標も定めた。第一回の授業目標は「学生の意欲を高める授業」とし、以後、毎年目標を定め、非常勤講師を含む全教員に示している。

授業活性化委員会は平成27(2015)年度に授業アンケートの質問項目を検討し、学生向けのアンケートを改めた。アンケートは授業活性化委員会と教学支援部が1年に2回（前期と後期の授業終了時）、履修学生10名以上の授業（「大学生生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」「専門演習」を除く）を対象に実施している。授業活性化委員会は学生向けアンケートの結果を担当教員に通知し、教授方法等の改善を促している。担当教員は同時に実施される教員向けアンケートに答えることで、授業に対する自己評価と学生からのアンケート結果とを比較し、授業運営の問題点を認識できるようになっている。

平成27(2015)年度の授業活性化委員会は、教員に対して授業アンケートだけでなく授業活性化委員会アンケートも実施した。この授業活性化委員会アンケートでは、授業目標にどのように取り組んだのか、その年度前期の授業アンケートをどのように活用したのか、授業を活性化するためにはどのような取り組みが必要なのかについて質問している。この授業活性化委員会アンケートの結果は教授会で報告された。

《履修登録単位数の上限》

1年間に履修登録できる単位数の上限は48単位である。そのことは『学生便覧』にも明記されている。ただし、教員免許状取得希望者や単位修得状況によっては、この上限を少し緩和している。履修科目数の上限と進級や卒業の要件については、「大学生生活入門」や「キャリア基礎」「キャリアデザイン」「専門演習」でも担任教員が指導している。また、単位制の趣旨を保つため、各科目のシラバスで授業時間外の学習を指示している。

教育学研究科

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

1. 教育学専攻博士課程

この課程は標準修業年限2年の前期課程と標準修業年限3年の後期課程とに区分されている。後期課程は、上記専攻分野において自立した研究者として研究活動を行う者、またはそのほかの高度に専門的な業務に従事しようとする者を養成することを目的としている。

研究内容は、教育学関連分野（教育学、教育文化学、教育心理学、特別支援教育）と経営教育学関連分野（人間環境、産業技術）からなっている。

教育学関連分野においては、教育学の理論と実践及び教授法・指導法を学問的に研究すること

を目的としている。特に、学校教育現場の具体的諸問題を臨床教育的立場から研究し学校教育に活かすことを重視している。そのため、本学教育相談所と連携し、発達障害者の理解と教育に向けて教育学・心理学・脳科学等の各分野から総合的に研究するカリキュラムを編成する等独自の取り組みを行っている。

経営教育学関連分野においては、起業・家業継承・人財育成等産業社会のリーダーとしての資質を有した高度専門職業人の育成を目的としている。特に、キャリア開発に関する先進的な研究を行っている。

2. 英語英文学教育専攻修士課程

この課程は、i. 英語学英语教育分野、ii. 国際文化分野、iii. 英米文学・文化分野の3分野に分かれている。

i. 英語学英语教育分野では、国内外の多様な英語教育の方法論と種々の実践的技能の教育・研究を行っている。

ii. 国際文化分野では、実践的な英語力と国際的な感性を磨き、未来の国際社会で活躍できる人材を育成している。

iii. 英米文学・文化分野では、英米文学・文化の研究を通して、「英語圏文化」を包括的に理解し、さらに高度な研究を目指す人材を育成している。

なお、「英語」が有する本来の意味の追求のみならず、言語使用の場の持つ意味（社会的コンテキスト）や広がり（国際性）、さらに多言語・多文学・他文化との相互関係と比較も研究対象としている。

3. 技術教育専攻修士課程

この課程は、i. 技術教育分野、ii. キャリア開発分野、iii. 産業技術分野、iv. 人間環境分野に分かれている。

i. 技術教育分野では、学校教育における技術科教育のあり方に関する演習を中核に据え、広く一般普通教育の中に技術教育をどう位置づけるべきかについて、教育・研究している。

ii. キャリア開発分野では、技術と経営の面から産業能力の向上を図り、キャリア開発分野の研究課題に先進的に取り組むための能力を育成している。

iii. 産業技術分野では、現代の産業・情報技術に関する高度な知識と応用力を身につけ、企業や教育現場等においてその能力を発揮できる者を育成している。

iv. 人間環境分野では、人間を取り巻く環境を自然・社会・文化を基本にして捉え、人間と環境のあり方を深く考究する能力を育成している。

本専攻ではこれらの分野についての総合的な教育・研究を目指している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1. 修士課程・博士前期課程

上記のように各専攻内にはさまざまな分野を設定し、院生の適性・志望に応じた研究テーマの選定・遂行が可能となっている。修士課程・博士前期課程では、自己の研究テーマに合わせて、修士論文作成等の指導を受ける指導教員を決め、履修科目の選択に際しては、指導教員の指示を受け、研究テーマに沿って関連の科目を履修することとしている。各指導教員はそれぞれ

専門とする内容の特別研究を開設し、主にその特別研究をとおして院生の修士論文作成等の研究指導を行っている。

なお、院生は各課程修了までに開講科目から、30 単位以上を修得しなければならないと学則で定めている。なお、近年、社会人や教員免許状取得を重視する院生の増加に対応するため、職業を有する者、教員免許状を併せて取得する者については、修士課程・博士前期課程の標準修業年限 2 年を超えて履修することをあらかじめ選定する長期履修生の制度を設けている。

2. 博士後期課程

院生の志望に沿った柔軟な対応をするため、博士後期課程は教育学専攻に属するが、技術教育専攻、英語英文学教育専攻の履修者も博士後期課程に進学できるようにしている。

博士後期課程の研究は、博士論文作成が中心となるが、修士課程での研究、社会人としての体験や研究を活かした適切なテーマとなるよう指導し、入学前から事前相談・指導を行い、博士論文作成が可能かどうかを審査してから入学を許可することとしている。入学後は、指導教員の指導を経て学会発表や学内紀要（『芦屋大学論叢』）への執筆を行い、博士論文作成に向け継続的な教育が行われている。

(3)2-2 の改善・向上方策（将来計画）

臨床教育学部

《教育学科》

コース制については、時間割の中に収めることができる科目数、授業のために利用できる教室数、科目の多様性と一貫性との兼ね合い、履修者が少ない科目の統合および廃止といった課題がある。これらの課題を踏まえ、平成 31(2019)年度よりコース編成を見直すことになり、国際教養コースを廃止し、地域スポーツ指導者コースを新設することとした。教育学コース、心理学コース、スポーツ教育コース、ダンスコース、地域スポーツ指導者コースの 5 コース制になる。地域スポーツ指導者コースでは、自身の得意とするスポーツの能力を活かして、地域のスポーツ運営や指導者、学校における部活指導員など、地域スポーツ全般の発展に貢献できる人材を育成する。また、生涯スポーツの視点から「するスポーツ」「みるスポーツ」「支えるスポーツ」の多面的にスポーツに関する知識および技能を修得し、子どもから高齢者、障がい者などを対象に、幅広く健康増進に寄与できる人材の育成を目指す。新コース設置と共に 3 ポリシーの検討も行う。

《児童教育学科》

児童教育学科では平成 31(2019)年度より保育士養成課程を開設し、保育者を養成する「幼児教育コース」と、小学校教員や特別支援学校教員を養成する「初等教育コース」の 2 コースに改変する。

児童教育学科の教育目的および教育課程の編成方針は明確であり、教員免許取得のためのカリキュラムは検討を重ね、充実してきているが、平成 31(2019)年度入学生からは保育士資格の取得も可能となる。学生が子どもの姿をより具体的にイメージしながら理論と実践の関係性を学べるよう、各種実習先、附属幼稚園や近隣の公立小学校、教育委員会との連携をいっそう緊密にしていくとともに、各科目の横のつながりも深めていく。

平成 30(2018)年度から 2 年次の選択科目として開講した「学校インターンシップ」については、より実り多い体験となるよう、参加回数や時間帯を検討する。また、乳児と触れ合う機会として、平成 31(2019)年度も 1 年生を対象に「赤ちゃん先生」を開催する予定である。平成 28(2016)年度から刷新した「教員採用試験対策講座」については、3 年次の「教採個人面談」から講座受講を促進するが、学生のニーズや能力に応じて講座設定、個別対応と支援方策を工夫し、効果を検証しながら改善を図っていく。2 年生以上を対象とした、国家試験による保育士資格取得のための指導のあり方についても、引き続き検討を重ねていく。

また、特別支援学校教育実習については、専任教員等が教育実習中においても適宜支援することにより、教育実習のさらなる充実を図る。

経営教育学部

《経営教育学科》

引き続き平成 31(2019)年度も、さらに産学連携実践的教育の充実を図り、大阪府経営合理化協会との連携講座を「家業継承計画論」と題して有名企業経営者の寄附講座として実施する。これにより、オムニバス形式で多様な家業継承に関する専門家をゲストティーチャーとして招聘する。また、産学連携科目のさらなる充実を図るために、これまで開講してきた「家業継承計画論」「販売ビジネス経営論」「フードビジネス経営論」「ファッションビジネス論」「不動産ビジネス論」や「起業論」を継続開講する。これらの科目は大手企業実業家による、体系的実践的な内容になっている。以上により、本学科学生就職支援も一層強化できる。

一方、ベトナム人留学生の増加に伴い、日本語能力試験（N1、N2）取得をめざして日本語科目を増やす。自動車技術コースでは、平成 31(2019)年度より、ハイブリッド車や電気自動車、自動ブレーキなど新技術の対応に向けて、設備や工具類の充実を図る。また、観光・航空ビジネスコースは、平成 31(2019)年度より、経営マネジメントコースの中に観光・航空ビジネス専攻として位置付ける。これにより経営教育学科は各コース 2 専攻になり、コース毎に、より特色のある教学内容の充実化を検討する。

《教育学研究科》

英語英文学教育専攻は、近年入学者がおらず平成 29(2017)年度も入学者 0 名であった。こうした状況から、平成 30(2018)年度に向けて改組を計画している。本来の英語教育だけではなく、国際関係の諸問題を多角的に探究し、グローバル・イシューに多面的にアプローチする研究を行うため、専攻名称及び内容について改組を検討している。これにより今後は、グローバル化する世界を総合的に理解することのできる専門の研究者の育成を目指すこととなる。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1)2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2)2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学全体

本学は少人数密着教育を長きにわたり実施しており、1年次の「大学生活入門」と「キャリア基礎」、2年次の「キャリアデザインⅠⅡ」は1クラス20名程度、3・4年次の「専門演習」は数名から平均10名程度で編成され、各担当教員は「担任」として、各部署等の職員と緊密に連携しながら学生の指導にあたっている。また、本学では毎年学期の初めに、履修説明と履修登録の指導を、学生部、教学支援部の職員と、前述の担任教員が協力して行っている。履修指導は『学生便覧』による指導とともに、教職員が共通理解のもとで履修指導が行えるように『履修資料《教員資料》』を作成し、通常の履修指導はもとより、再履修に関する詳細な指導も担任から行えるようにしている。

このようなシステムによって、教職員と学生は円滑で望ましい関係を構築できているが、一部学生の中途退学を完全に防ぐまでには至っていない。中途退学者の要因は、学納金支払い困難という経済的事情、家庭内の問題、さらに大学生活不適應、専門学校への転学や就職への進路変更、体調不良等に大別される。経済的理由に対しては、学納金の延納や分割の方法によって対応を行い、中途退学防止に努めている。進路変更、大学生活不適應、体調不良に対しては、オフィスアワーを周知し、担任教員が学生部・教学支援部・教育相談所等と連携を図りながら、学生本人に指導・アドバイスを行い、必要に応じて保護者と連絡を取り、問題の解決に学生とともに取り組んでいる。

授業の出席状況について、全ての授業科目の出欠データを教務課で一括管理し、毎月初めの「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」「専門演習」の授業日に合わせて、各クラスの全学生の出欠情報を指導資料として担任教員に配付している。欠席が続く学生に対しては、状況の確認・把握や面談・指導等、早期に対応することができ、授業支援の充実につながっている。

授業支援としての組織的な取り組みとして、今後ますます多様化することが予想される学生への支援は緊急の課題である。その対策の一つとしてTA制度を平成29(2017)年4月より導入した。初年度は実習系の科目(情報機器の操作・水泳実習・スキー実習)に絞りに絞っていたが、2年目には、中等教科教育法(情報)・情報処理基礎・教育の方法と技術等拡大し、教職希望の大学院生と学部3年生に依頼した。TAとして指導補助、事故防止及び集団の秩序維持にあたることで、教職への資質を身につける実践的な機会になっている。

研究科

教育学研究のどの専攻においても、学部同様に毎年度初めに履修指導期間を設け、指導教員と

職員がともに単位修得状況を確認しながら大学院生への履修指導を行っている。また、指導教員は、オフィスアワーという学内での定められた時間の枠を超えて、密に連絡を取りながら、懇切丁寧に大学院生へ研究状況の点検とアドバイスといった個別指導を行っている。

(3)2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では履修指導及び履修登録を教職協働で行う体制を整えている。学生と教職員がコミュニケーションを交えながら個別の指導にあたることで学生の現状が把握でき、リアルタイムに指導することができる。全体の履修指導だけでなく、丁寧な個別指導を行うことによって、大学生活への適応支援や履修登録ミス防止の効果が得られていると判断している。

今後は、多様化する学生の要望に対応するために、TA 制度を拡大し、学修支援を行う。中途退学者への対応について、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠⅡ」や「専門演習」の担当教員と職員との連携とともに、部活動の指導者を交え、学生の単位修得状況や出席状況を把握しながら指導を強めていく。また、オフィスアワー制度については、全学的に実施しているものの制度に対する学生の理解と活用が十分でない。今後はオリエンテーションでの案内だけでなく、制度を活用する利点等を含め、講義の中でも各担当者から周知を徹底していく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1)2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2)2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学部全体

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、入学時に学生に配付される『学生便覧』の「芦屋大学学則（抄）」第5章卒業要件、資格取得、単位及び学士号第7条以降に明記されている。また、毎年度初めに実施される履修登録説明においても、卒業要件について学生に周知徹底している。併せて配付される『シラバス』においても、「学生に対する評価」として各科目の成績評価方法を明記している。

進級については、2年次終了時の合計取得単位が24単位未満の学生には、上級学年の科目取得申請ができないものとし、実質的な留年措置としている。

またGPA評価を部分的に導入し、その評価を特待生制度や奨学金制度の審査資料としている。このため正確な審査資料が必要となり、各学期において講義回数が5回を超えた時期に履修科目取り消し期間を設定し厳格な成績評価に取り組んでいる。

卒業判定については、在籍期間を満たし所定の単位を修得した者を学部教授会の議を経て学長が卒業を認める。したがって、認定基準等は組織的に策定され、学生に周知されていることで明確化がなされている。

研究科

大学院においても、入学時に配付している『大学院便覧』をもとに、毎年度初めに履修登録の説明会を行い、修了認定の基準の周知がなされている。その際、教員と職員の教職協働のもとで大学院生の単位修得状況を把握しながら履修指導と研究指導の修学支援を実施している。成績評価について、『大学院便覧』の科目別授業概要に「成績評価の方法と基準」を明記し周知している。

論文審査及び認定については、1年次の段階で論文の中間報告を行い、翌年度には仮審査を実施し、研究論文の提出まで継続的に指導している。

仮審査においては、主査1名副査2名による口頭試問を行っている。本審査においても主査1名副査2名による口頭試問を行うことによって審査される。そのうち本審査の結果について大学院委員会において論文の審査報告をし、単位修得、論文の合格、そのほか学会等での研究者としての評価を大学院委員会の議を経て学長が修了を認める。したがって、大学院においても認定基準は組織的に策定され、周知されていることで明確化がなされている。

(3)2-4の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確化され、その厳正な適用は組織化・構築化されている。しかし、学生が十分に認定の基準を理解し、卒業や修了に向けて履修登録及び学修をしているかは明確でない。今後、学生が卒業認定や評価の基準を十分かつ明確に理解したうえで計画的に学修ができるよう、配付資料を改善し、情報提供と指導体制の強化に努める。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1)2-5の自己判定

基準2-5を満たしている。

(2)2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもと、学生一人ひとりが「天職」を見出し、やりがいのある仕事に就けるよう、教育課程内外を通じてキャリア教育を充実させている。

1) キャリア教育の支援体制

学生の多様な希望進路やニーズにきめ細かく対応し、キャリア形成を支援するため、教職教育支援センター、国際交流課、就職部の強化を図っている。併せて、スポーツ教育センターを設けている。各センター等の役割分担は以下のとおりである。

1. 教職教育支援課

教員を志す学生を対象に、教職課程科目担当教員と連携して、①教員採用試験対策講座開講・

全国公開模擬試験の実施、②教育実習や介護等体験のサポート、③『履修カルテ』の作成・配付および指導、④学校ボランティア・各種ボランティアの紹介や幼稚園インターンシップ、私立幼稚園合同説明会等の情報提供と参加の促進、⑤公立学校・私立学校教員採用試験関連情報の提供、⑥教育関連の各種資料の提供、⑦本学卒業の現職教員を招いての講演会開催等、教員免許取得学生への全面的なサポートを行っている。

2. 国際交流課

国際交流センターは、国際的な知識・視点・対話能力等を備えた人材の育成と、国際交流を通じた地域と世界への貢献を目的として、平成 17(2005)年に設立された。語学力向上と文化交流を目的として①外国語でのおしゃべりサロン（チャットランチ）・派遣留学生による帰国報告会の開催、②学内 TOEIC L&R IP テストの実施(年 2 回)、③日本語能力試験や学外 TOEIC や TOEFL の受験の推奨等を行っている。キャリア支援については就職部と協働し、留学生の就職指導やインターンシップへの参加を推奨し、卒業後も就活のための特定活動資格取得に協力している。また、受け入れ留学生については、年 2 回の遠足（夏と秋）を実施して、日本文化の見聞を広げる活動を行っている。

3. 就職部

就職部は平成 26(2014)年度まで「キャリア支援センター」であったが、名称変更とともにカウンセラーの増員や利便性を高める取り組み等を行い、より充実した就職指導ができるようになった。教職志望以外の学生に対し、就職に対する相談・助言を積極的に行っている。具体的には①就職サイトの登録・閲覧方法の指導や履歴書・エントリーシート・小論文（作文）等の添削指導、②模擬面接指導、③インターンシップの実施、④就職セミナー等の開催、⑤求人会社の開拓及び就職紹介と求人情報の収集、⑥就職状況の調査等を行っている。

進路の選択に関する取り組みとして、3 年次には全学生を対象に「就職ガイダンス」「履歴書書き方講座」、さらに内定を獲得した 4 年生を招き「就活スタート講座」を行っている。3 年次の 3 月には「警察・自衛官採用説明会」、4 年次の 4 月には「ハローワーク登録会」も開催。また、年間を通じて 4 年生には「学内企業採用説明会」「ハローワーク相談・登録会」、全学生を対象として「SPI 試験対策講座」「筆記試験対策模試」等を実施している。3 年次の 12 月と 4 年次の 6 月には全学生を対象とした個別面談を一名につき 20～30 分程度実施している。学生の就職状況の把握と就職活動に関する不安の解消に努め、各種セミナーや説明会への参加も呼びかけている。個別相談は随時受け付けており、常時配置されているキャリアカウンセラーが相談・助言や面接指導にあたっている。またインターネットで求人を見ることができるパソコンも 6 台配置している。

インターンシップに関する取り組みとしては、本学が独自に行う学内推薦インターンシップ以外に、兵庫県経営者協会や大学コンソーシアムひょうご神戸が主催するインターンシップとも連携し、国際交流センター等と協力しながら、留学生へのインターンシップ参加を促している。

4. 地域連携推進・スポーツ振興室

平成 22(2010)年度にスポーツ教育と体育系クラブの活性化をはじめ、地域スポーツの振興を目指して「スポーツ教育センター」が開設された。クラブ活動においては、国内トップクラスの選

手も数多く在籍している。クラブ強化が成果となって表れており、Vリーグ（バレーボール）、Bリーグ（バスケットボール）といった日本トップリーグへの選手輩出という実績が出ている。

平成 30(2018)年度からは、本学が地域コミュニティの中心になることを目指し「地域連携推進・スポーツ振興室」に改組し、芦屋市と連携して「あしやキッズスクウェア（放課後子供教室）」でのスポーツ体験会を学生主体で行っている。それに加え、スポーツ分野以外では自然学校推進事業やトライやる・ウィークといったボランティア活動にも学生が精力的に参加をしている。教員志望の学生にとってはスポーツ指導や、子どもとのふれあい等の現場経験を重ねることができている。また、芦屋市行政改革プロジェクトとして、平成 31(2019)年 3 月に本学にて開催した「芦屋まなび場！フェスティバル in 芦屋大学」では、多数のスポーツ系クラブが芦屋市民に向けたスポーツ体験会を実施した。その他にも、各クラブがスポーツ振興の一環として中高生を対象としたクリニック（講習会）活動を独自で行っている。

2) 段階的なキャリア教育科目の充実

教育課程におけるキャリア教育として、経営教育学部では平成 27(2015)年度より、1年生から3年生までの段階的なカリキュラム構成によるキャリア教育科目（6科目）を新規開講した。このキャリア教育の実施により、学生の職業選択の動機づけを推進する導入教育から、卒業後の社会的・職業的自立に結びつける就業教育まで、学年進行に応じて段階的な教育課程を整備することができた。平成 29(2017)年度より、1年次は「大学生活入門」（前期）と「キャリア基礎」（後期）、2年次は「キャリアデザインⅠ」（前期）と「キャリアデザインⅡ」（後期）に科目名を変更し、さらに教学内容の見直しを図った。特に、学生の「主体的で対話的な深い学び（アクティブラーニング）」を推進するために、コミュニケーション演習をさらに深め、学生の主体的な学びと教員のファシリテーションによる教学改善を行っている。一方、1年次のクラスは、約 20名で編成して学生支援のための担任を各クラスに配置している。また、2年次も同様に 20名程度でクラス編成しているが、各コース学生が目指す進路が多様なため、コースの特色にマッチする授業を展開している。他方では、「卒業生から聴く仕事と人生」（1年次後期）において、学生が自ら目的意識を持って将来計画に沿った職種や進路を考えるきっかけとなるよう、各業界の第一線で活躍している企業経営者、本学卒業の実業家、就職して数年以内の先輩らをゲストティーチャーとして招き、生の声を直接学生に聞かせている。また、経営教育学部では、平成 27(2015)年度から開講済のキャリア教育科目に加え、産学連携での実践的教育として、家業継承見込、企業等就職、起業等、学生の進路や希望分野別にニーズに対応した科目を充実させている。経営教育学部には多彩なコースが設置されており、各コースの横のつながりも整備されているため、在学中で進路変更を希望する学生にも柔軟かつ弾力的に対応することが可能である。3・4年次の「専門演習」も概ね 10名程度で編成され、2年間の密着した少人数教育により、卒業研究の指導と併せ、勤労観や職業観を醸成する指導を行っている。

3) 学生情報共有システムの活用

本学では、教育課程内外にわたって教員と職員が協働して学生を指導する体制を整備しているが、これらの指導を有効に機能させるため、学生情報共有システム「芦屋大学リアルタイムサポートシステム」を利用している。このシステムは、文部科学省の補助を得て構築したもので、学生一人ひとりについて入学時からの学業情報や進路情報、相談・指導データを蓄積し、学生指

導にあたる教職員が随時閲覧できるようになっている。学生は携帯電話（Eメール）を利用して、場所や時間の制限なく相談事項を送信することができ、教職員はリアルタイムに対応することができる。学生の情報を共有することにより、今までの履歴やほかの教職員が行った指導内容を把握でき、より効果的かつ迅速な指導が可能になっている。

(3)2-5の改善・向上方策（将来計画）

ここ数年、民間企業を希望する学生の就職率が90%程度で推移していることから、学生の支援に関しては各センター間の連携と強化はされているといえる。就職を希望する学生へのサポートも、就職ガイダンス等の各種セミナー、正課外での筆記試験対策講座・SPI対策模擬試験等の開催や自主学習支援講座（Aスタディ）の公開講義を実施するなど、学生のニーズに、よりきめ細かく対応できるようになった。また、キャリア教育の導入により、初年次から職業観に対する意識づけを行っており、3年次のインターンシップへの参加呼びかけ等で、より具体的な将来像を持つことができている。

しかし学生の希望進路の多様化、「就職率100%（就職を希望する学生が分母）」という目標、そして就職後のミスマッチ防止、という観点で見ると、対応は不十分な部分がある。そのため、各センターの役割のよりいっそうの明確化と各センター間の情報共有を行い、教授会や学科会議においても情報と目標を共有し、教職員全員で学生を支援するような全学的な体制を構築していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1)2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2)2-6の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 授業アンケートによる点検と教育講演会の実施

各授業において、到達目標の達成状況の把握、教員の授業力の向上を目的に授業アンケートを実施している（全授業末期1回）。授業アンケートでは全14項を設定し、5件法と自由記述を採用した。また、調査には、WEB方式（REAS）を用いた（表2-6-1）。

一方、教員対しても同様に全12項の授業アンケートを設定し、5件法を採用した（表2-6-2）。

表 2-6-1 授業アンケート項目（学生）

項番	調査項目
1	わたしはこの授業によく出席した。
2	わたしはこの授業のルールを守った。
3	わたしはこの授業に意欲的に取り組んだ。
4	シラバスでは授業の目標や内容や評価方法がわかりやすく書かれていた。
5	教員は授業の開始・終了時刻を守ろうとしていた。
6	教員の話し方は理解しやすかった。
7	板書や教材の使い方は適切でわかりやすかった。
8	教員は学生の質問や発言に適切に対応していた。
9	教室内の学習環境は私語などがなく、適切に保たれていた。
10	授業に対する教員の熱意を感じた。
11	この授業を受けて知識が深まり、あるいは能力が高まった。
12	総合的に判断して、この授業は満足できるものであった。
13	この授業でよかったと思うことがあれば書いてください。
14	この授業についての要望があれば書いてください。

※項番 13・14：自由記述

表 2-6-2 授業アンケート項目（教員）

項番	調査項目
1	学生はこの授業によく出席していた。
2	学生はこの授業のルールを遵守した。
3	学生はこの授業に意欲的に取り組んだ。
4	シラバスに授業の目標や内容や評価方法をわかりやすく書いた。
5	授業の開始・終了時刻を守ろうとした。
6	学生が理解しやすいように話した。
7	板書や教材の使い方は適切であった
8	学生の質問や発言に適切に対応した。
9	私語などがなく教室内の授業環境を適切に保った。
10	熱意をもって授業に取り組んだ。
11	学生はこの授業を受けて知識が深まりあるいは能力が高まった。
12	総合的に判断して、学生はこの授業に満足していた。

2) 免許状・資格取得状況について

本学の教員免許状取得状況は【表 2-6-3】および【表 2-6-5】のとおりである。本学の教育実習では、その参加要件を各学科の内規に定め、それに従って参加資格を判定するような制度が確立されている。「社会・地理歴史・公民教育実習」や「保健体育教育実習」「英語科教育実習」「技術科教育実習」「情報科教育実習」「幼稚園教育実習」「小学校教育実習」「特別支援教育実習」では、実習該当年までの単位修得状況および成績評価等を基準にして、参加資格を判定している。

臨床教育学部教育学科の心理学コースでは、学生が身につけてきた心理学の専門知識を確認するためにも認定心理士の資格取得を推奨している。

臨床教育学部教育学科のスポーツ教育コースでは、体育系資格に必要な科目を修得すれば、その資格を取得できる。そのような資格としては、スポーツリーダー（公益財団法人 日本スポーツ協会の発行）と初級障がい者スポーツ指導員（公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会の発行）の資格や、アシスタントマネージャーとジュニアスポーツ指導員（日本スポーツ協会の発行）と健康運動実践指導者（公益財団法人 健康・体力づくり事業団の発行）の受験資格がある。

臨床教育学部の教員免許状以外の資格取得状況は【表 2-6-4】のとおりである。

芦屋大学

表 2-6-3 教員免許状取得状況（臨床教育学部）

		教育学科								取得者数（人）
年度	卒業生	高等学校 教諭 一種 免許状	高等学校 教諭 一種 免許状	高等学校 教諭 一種 免許状	高等学校 教諭 一種免 許状	中学校 教諭 一種 免許状	中学校 教諭 一種 免許状	中学校 教諭 一種免 許状	中学校 教諭 一種 免許状	
		地理 歴史	公民	保健 体育	英語	社会	保健 体育	英語	技術	
2012	26	2	2	12		3	12	—	1	
2013	36	—	—	12		1	11	—	1	
2014	54	2	2	24		3	22	—	3	
2015	71	—	—	43		—	37	—	3	
2016	96	4	6	30	1	6	28	—	7	
2017	94	—	1	29	1	2	28	1	8	
2018	75	2	2	25		2	25		6	

（注）本学では高等学校教諭一種免許状（地理歴史）の付与が廃止されたため、平成 28(2016)年度の新入生からはそれを取得できない。

		児童教育学科			取得者数（人）
年度	卒業生	小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	特別支援学校 一種免許状	
2012	25	9	12	—	
2013	22	12	6	4	
2014	25	16	10	8	
2015	24	12	4	4	
2016	32	12	17	17	
2017	36	17	15	5	
2018	22	14	8	5	

表 2-6-4 教員免許状以外の資格の取得状況（臨床教育学部教育学科）

		教育学科						取得者数（人）	
年度	卒業生	認定 心理士	スポーツ リーダー	初級 障がい者 スポーツ 指導員	アシスタ ント マネー ジャー	ジュニア スポーツ 指導員	健康運動実 践指導者		
							修了	取得	
2012	26	—	—	—	—	—	—	—	
2013	36	—	2	—	—	—	—	—	
2014	54	3	—	—	—	—	—	—	
2015	71	1	7	2	1 (※)	3 (※)	—	—	
2016	96	—	1	1	—	—	5	1	
2017	94	—	1	1	—	—	4	0	
2018	75	—	6	7	—	—	7	5	

(※) 修了証（受験資格）取得

2級自動車整備士の国家試験には、経営教育学部経営教育学科の学生が合格してきた【表 2-6-6】。以前は合格率が低迷していたが、この原因が学生同士の横の繋がりの低さに有ると仮定し、改善

のために学生間における相互学習を実施してきた。学生に課題発見と解決をさせる取り組み等を取り入れた結果、全体での学ぶ姿勢の向上が見られ、平成 30(2018)年度では 100%の合格とすることが出来た。

経営教育学科には留学生もおり、本学の国際交流センターは、そのような留学生が日本語能力試験の 1 級合格を目指して着実に学ぶように指導してきた。

表 2-6-5 教員免許状取得状況（経営教育学部経営教育学科）

経営教育学科					
年度	卒業生	取得者数（人）			
		高等学校 教諭一種 免許状 (情報)	中学校 教諭一種 免許状 (技術)	高等学校 教諭一種 免許状 (保健体育)	中学校 教諭一種 免許状 (保健体育)
2012	29	2	2	—	—
2013	43	1	2	1	1
2014	54	1	5	—	—
2015	69	3	10	1	2
2016	53	2	10	—	—
2017	61	4	9	—	—
2018	49	4	10	—	—

表 2-6-6 2 級自動車整備士合格者数（率）の推移

年度	出願者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）
2012	4	3	75
2013	1	1	100
2014	—	—	—
2015	4	3	75
2016	7	5	71
2017	7	6	85
2018	5	5	100

3) 就職状況について

平成 30(2018)年度の卒業生の就職状況は、平成 31(2019)年 5 月現在で民間への就職希望者（留学生を含む）の就職率は 9 割程度であり、民間での就職状況はよいといえる。また、卒業生全体を分母とした場合、約 80%（ともに非正規で就職が決まった者を含む）であり、例年に比べるとよいが、決して高い数字ではない。これは教員採用試験を目指し科目等履修に流れるケースや、売り手市場の影響もあり、留学などの進路も増えて来ていることが影響していると思われる。

2-6-② 教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

授業アンケートの結果については、集計・分析結果を各教員、関連授業ごとの相対的結果を各学科にフィードバックしている。その結果、各教員は自身の授業を省察し授業改善に役立て、学科では今後の教育方針の検討などに役立てている。

各研修においては、参加者から得られた教育に関する課題や様々な取り組みについて、委員会で共有、取りまとめ、次回の研修に反映するなどし、何らかの形でフィードバックできるように工夫している。

表 2-6-7 今後の研究会で扱ってほしい教育技術

希望	人数	割合 (N=15)
授業設計	7	46.7%
ICT活用	7	46.7%
教材作成	6	40.0%
板書	4	26.7%
話し方	3	20.0%
質問・発問	3	20.0%
環境統制・整備	1	6.7%
その他	1	6.7%
机間指導・支援・巡視	0	0.0%
観察傾聴	0	0.0%

(3)2-6の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成を点検する方法としては授業アンケートを継続するとともに、新しい点検方法についても検討を進める。また、点検・評価を行う上での根拠となる資料を増やし、よりきめ細かい点検・評価が行われるように工夫をしていく。評価結果のフィードバックについては、PDCA サイクルをうまく活用し、教育内容の改善が積極的に行われていくように取り組んでいく。

教員免許状取得のための教育実習については、各学科の内規で定められている参加資格要件を実情に沿う形で見直すことも必要に応じて進める。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1)2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

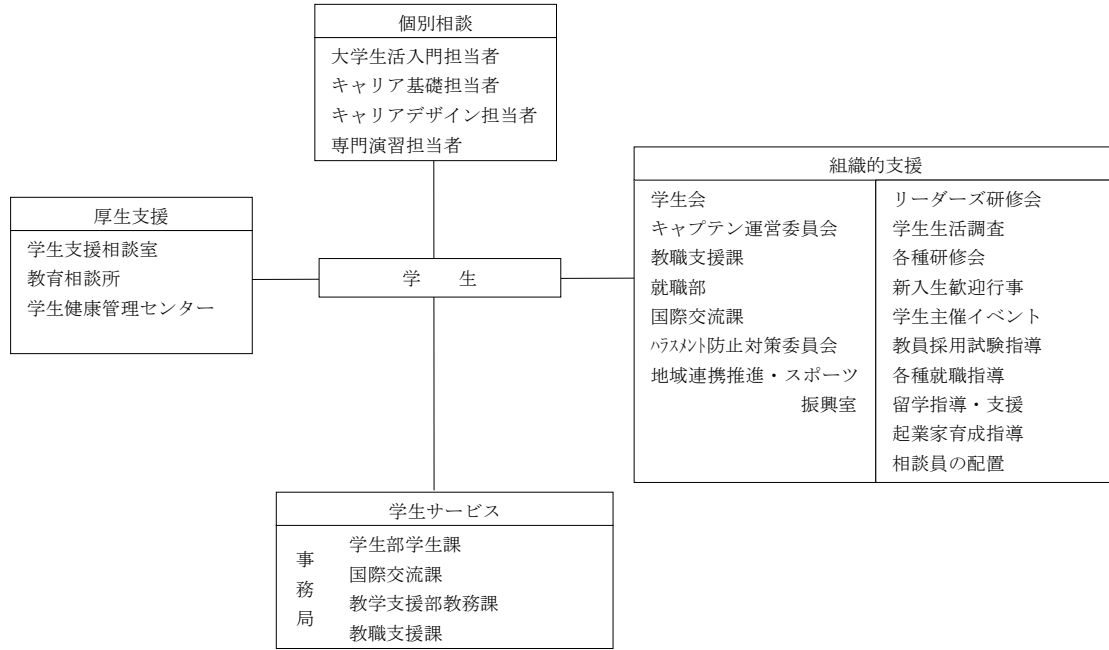
(2)2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導組織の設置と適切な機能

本学の学生サービス、厚生補導のための組織体制は、【図 2-7-1】に示すとおり、学生部を中心とする学生サービスのための事務局、教職員および各センター等による組織的支援、「大学生生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」および「専門演習」担当者による個別相談、学生健康管理センターを中心とする厚生支援とで構成されている。

図 2-7-1 学生サービス・厚生補導体制組織図



学生サービスの事務局は学部事務室に置き、様々な業務を通して学生支援に取り組んでいる。具体的には、学生の自治組織であるキャプテン運営委員会への指導と助言、「大学生生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」および「専門演習」担当者との連携、学生の個別相談窓口、新入生オリエンテーションや歓迎行事の実施、課外活動への支援、学園祭・スポーツ大会・謝恩会等諸行事の実施、経済的な支援を必要とする学生への対応、下宿学生（単独世帯）の個別相談、教育相談所・学生健康管理センターとの連携、学生生活調査の実施と分析等を行っている。

学生支援相談室では学生生活の様々な局面で学生に対応し、学生の諸問題に対して指導・助言するとともに、必要に応じて専門家によるカウンセリング等の支援も行っている。

留学生および留学希望学生に対しては、国際交流センターが支援と指導を行っている。具体的には、海外大学留学生の派遣と受入（出入国管理、宿舎確保、渡航手続き等）、奨学金申請・受給手続き、韓国提携大学との短期文化研修の実施、語学力向上を目的とした外国語でのおしゃべりサロン（チャットランチ）の開催や学内 TOEIC L&R IP テストの実施（年 2 回）、各種語学検定受験の推奨、国際交流情報の収集・提供や関連図書や英字新聞の配架・貸出等を行っている。派遣留学生とは常に連絡を取り合い、留学先大学や保護者との連絡を密にし、受入留学生については基本情報カルテを作成し、所在を明らかにするため出国届を義務付けている。受入留学生には、充実した学生生活を送れるよう『留学生ガイドブック』を作成配布しているほか、教職員・一般学生との交流を図る歓迎会やクリスマス会の開催、また日本文化理解のため地域文化施設の無料パス配布等を行っている。

2) 学生に対する経済的支援

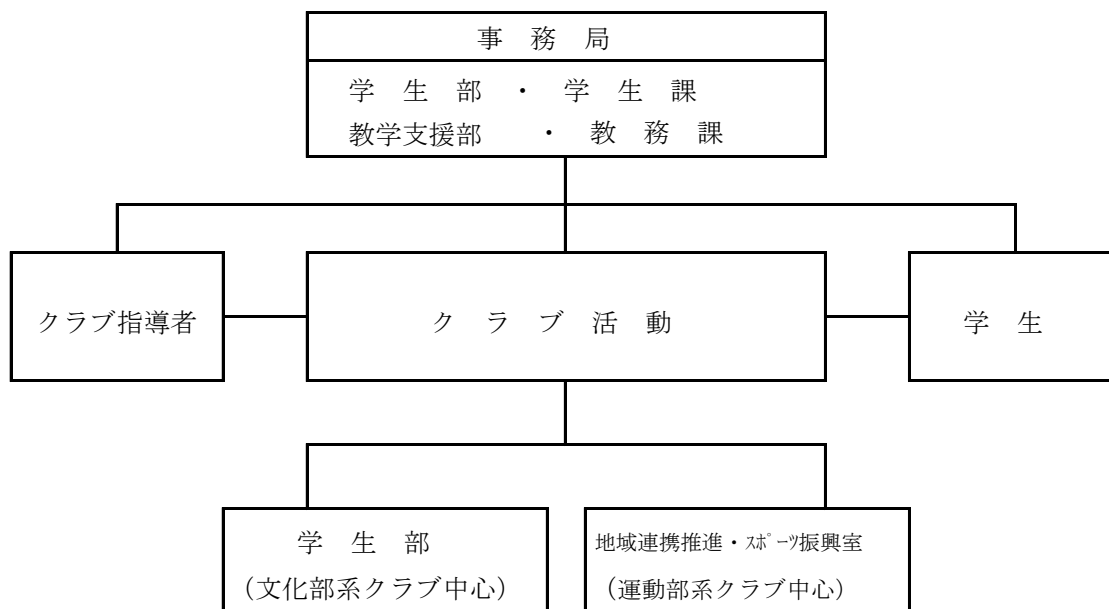
日本学生支援機構の奨学金を紹介し、公募している。募集・面接そのほか事務手続きについては学生部が行っている。

3) 課外活動の支援

課外活動の中心は、前述のキャプテン運営委員会活動とクラブ活動、同好会活動である。現在、文化系・運動系のクラブ、同好会等の公認団体が 26 団体あるが、教職員が【図 2-7-2】のような体制を構築し、また顧問・監督として各団体を支援している。学生部の支援のもと、キャプテン会議（隔月）を開催し、キャプテン運営委員会活動や各クラブ活動の円滑な連携と活性化を図るとともに、リーダーズ研修会（毎年 1 回）を開催し、学生のリーダーとしての自覚を促している。

各クラブにはクラブ助成費を毎年支給する支援体制が整っている。運動系強化クラブはスポーツ教育センターが、そのほかのクラブについては学生部が助成費配分計画を行っているが、運動系強化クラブの特待生を対象とする手厚い支援は各種大会における優秀な成績に結びついており、成果を上げている。平成 27(2015)年度からは寮費補助金を各強化部に分配し、県外出身のスポーツ特待生の中から選抜された学生を対象に給付している。また、学園祭開会式典では毎年クラブ活動や学外活動にて顕著な成績を修めた者を顕彰している。

図 2-7-2 課外活動への支援体制システム図



4) 健康相談、心的支援、生活相談

健康相談、心的支援、生活相談については、高等教育機関の教育的使命の達成にとって必要不可欠な要素であると捉えており、そして学内の環境改善及び危機管理に寄与するものと考えて取り組んでいる。

本学では学生健康管理センター、教育相談所、そして学生部が窓口の学生支援相談室を設置して、それぞれが常に連携を取りながら健康相談、教育相談、生活相談、心的支援等を行っている。

学生健康管理センターは健康診断を定期的に行い、学生の健康管理にあたっているほか、健康増進のためのセミナー等も年度初めに開催している。また、夏期のクラブ活動中の事故を未然に防ぐため、熱中症の予防と対処法についての講習会を実施し、クラブ責任者の参加を義務づけている。また、近年大流行し社会問題となった麻疹については、麻疹抗体検査（麻疹 IgG 検査）やワクチン接種等を受けるように強く啓蒙するとともに、学生及びその保護者に麻疹についての

調査を行い、集団感染予防対策を徹底している。

教育相談所では専門の相談員が学生に対し相談・検査やカウンセリングを行っているほか、随時、保護者や担当教職員の相談にあたっている。また、「ほっとルーム」を運営し、発達障害等の学生の居場所づくりとともにソーシャルスキルトレーニング等の支援を行っている。

その他の生活相談については学生部等、学生支援する部門において随時相談を受け付けている。

さらに様々な課題を抱えた学生情報を教職員で共有し、それぞれが適切に対応できるよう、定期的にケースカンファレンス会議を開催し、教授会に報告している。

本学の学生支援体制は、教育相談所（修学支援室「ほっとルーム」・カウンセリング室）を中心に、学生健康管理センターが調整役となり、公認心理師・臨床心理士・言語聴覚士・保健師・看護師免許を持つ教職員と、各部署が連携し、心身の健康に関する知識の普及と、必要な援助を提供する体制を整えている。修学支援室では、学習面の悩みを持つ学生の課題を面談や指導を通して把握し、個別性に沿った支援を実施することで学習意欲の維持を図っている。また、社会性の獲得を目標に、生活の中で必要とされる様々な対人的行動の獲得を目的としたソーシャルスキルトレーニングを提供している。さらに、保護者面談を実施する場合は、学生にまつわる様々な情報を収集し多面的な支援の提供を実施するほか、保護者自身の悩みにも寄り添い、共に支援している。

カウンセリング室では、人間関係や将来についての悩み等でカウンセリングを希望する学生は元より、周囲の教職員がカウンセラーの介入が必要と認めたケースについても対応し、継続的な心の健康の改善や保持増進を図っている。カウンセラーは集団守秘義務に基づき、学内各部署とさらに連携し、学生が一貫した対応や配慮を受けることが出来るよう努めている。

学生健康管理センターでは、このような専門的な支援が、大学全体で総合的かつ適切に提供されるよう教職員へ情報発信し協力を依頼するほか、学外機関と連携を図り、研修に参加し、支援体制を強化している。また、合理的配慮の申し出について窓口となり、学生と保護者、教員、各部署を結ぶ調整役となり、学生生活を支援している。

このようなチームでの学生支援により、在籍4年間を通じて「面倒見のよい大学」を学生が実感し、自信を持ち卒業後の就職や進路確定に取り組むことができることを目指している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見等を汲み上げるシステムとしては、学生会、キャプテン運営委員会、各種行事反省会、そしてクラブ顧問監督会議があり、適切に機能している。

年6回開催されるキャプテン運営委員会ではクラブ等に所属していない学生たちの意見も含めて汲み上げられる。また、新入生歓迎行事やリーダーズ研修会等の学内行事を実施した際には反省会を行い、学生の意見や要望に具体的に対応できるよう、学生課が学内各部署に伝達し改善にあたっている。

クラブ顧問監督会議では、各クラブの顧問監督とキャプテン、学生部のスタッフがクラブ活動に関する様々な課題について審議し、改善を図っている。

(3)2-7の改善・向上方策（将来計画）

今後、学生の多様化が進み、学生生活の諸問題もますます複雑になり、多岐にわたることが予測できるため、これまで以上に支援体制を整備・強化する必要がある。課題を抱えた学生のサポ

ートの一つとして『学生支援の手引き』を平成 30(2018)年度当初に作成し、平成 29(2017)年度に構築した組織体制とこのマニュアルによって、組織的に手厚い学生サポートを行っていく。また、今後は学生生活調査の実施し、より広く学生の意見等を汲み上げ、学生の意識と学生生活の実態を把握し、その調査結果を学生支援の充実と改善に役立てるように計画している。

本学独自の奨学金制度や学業特待生制度を設立したことにより、その選考過程で経済的に困窮している学生が数多く在籍していることが判明した。この状況を十分に踏まえたうえで、今後の対応策を検討していく必要がある。「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」および「専門演習」担当教員と関連各委員会、学生部との連携をいっそう緊密にし、学生の現状把握に努める。また、学生サービス・厚生補導のあり方については、日本私立大学協会等による研修会に参加し、教員と職員とが両輪となって学生サービスの体制を支えていく。

また、学生が利用しやすいように事務組織をスリム化し、一体化することによって、平成 30(2018)年度から『ワンストップサービス』を実現すべく、事務組織改革を行った。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1)2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2)2-8の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

2-8-① 教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置

大学設置基準では、学部の種類および規模に応じて必要な専任教員数が定められている。そのような所定の専任教員数は、本学の臨床教育学部教育学科が 6 名(うち教授が 3 名以上)、臨床教育学部児童教育学科が 6 名(うち教授が 3 名以上)、経営教育学部経営教育学科が 10 名(うち教授が 5 名以上)だが、本学の各学科では、それ以上の教員数を確保および配置し、教授の人数も不足していない。大学院(教育学研究科)の教育学専攻は、指導教員に関し設置基準上必要数 3 名以上に対し現状 3 名、指導補助教員に関しても設置基準上必要数 3 名以上に対し現状 3 名、技術教育専攻、英語英文学教育専攻も同様に、設置基準上の必要指導教員 3 名以上に対し 3 名と、指導補助教員 2 名を確保および配置している。

大学全体の専任教員の分布は【表 2-8-1】のとおりである。平成 27(2015)年 5 月 1 日の時点と比べれば、中堅および若手の専任教員数は増えており、年齢分布のバランスがとれてきている。しかし、教職教育を充実させるため、教育界での豊かな経歴と優れた業績を有する実務家の教員をこれまで迎えてきたので、どうしても 61 歳以上の専任教員の割合がやや大きくなってしま

表 2-8-1 学科別教員分布表（令和元年(2019)年 5 月 1 日現在）

単位：人

	臨床教育学部 教育学科				臨床教育学部 児童教育学科				経営教育学部 経営教育学科				合 計
	教 授	准 教授	講 師	助 教	教 授	准 教授	講 師	助 教	教 授	准 教授	講 師	助 教	
68 歳以上	1												1
66～67 歳					1				2				3
61～65 歳	1				1	2			2				6
56～60 歳	1	1			1	1			3				7
51～55 歳						1			2				3
46～50 歳	3	1	1										5
41～45 歳						1				2			3
36～40 歳				1									1
31～35 歳											1	2	3
30 歳以下			1	1									2
計	6	2	2	2	3	5	0	0	9	2	1	2	34

特任教員	9	1	0	0	2	1	0	0	4	1	0	0	18
計	9	1	0	0	2	1	0	0	4	1	0	0	18

非常勤教員	0	0	30	0	0	0	25	0	0	0	21	0	76
客員教員	10	1	0	0	0	0	0	0	8	1	1	0	21
計	10	1	30	0	0	0	25	0	8	1	22	0	97

2-8-② 教員の採用・昇任など、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員の採用や昇任などについては、「芦屋大学評議会規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」に基づいて厳正に審査され、申請資格の適格性が判断される。とくに教員採用については、候補者の教育能力や研究能力はもとより、本学の建学精神を理解しているかどうかにも重視されている。

教員の資質や能力を向上させるための研修や FD については、授業活性化委員会、学長室が企画立案している。昨年度に引き続き、「学生の主体的な学びを養う授業」を目標に、教授会で案内するとともに講師控え室内に掲示を行い、教員に周知した。他にも授業力向上のための研究会として、平成 30(2018)年 9 月より 4 回教員を対象とした FD 研修を開催した。内容は、「主体的な学びを引き出す授業の工夫」についての講演から、聴講した教員間のグループワーク、授業での問題点やその解決方法について多方面からアプローチし、授業力向上に役立てるアイデアや授業方法について研修を行った。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学で教養教育に該当するのは「基礎教養科目」と「外国語科目」と「保健体育科目」である。教養教育および入学前教育や初年次教育については、主に教務委員会が検討している。同委員会

の構成員は、教学支援部長が委員長となり、次長および教務課長、各学科主任および教学支援部長が必要と認めたものである。

授業活性化委員会も教養教育の改善に取り組んでいる。同委員会は平成 27(2015)年度、学生の基礎学力向上について検討した際、社会や数学や理科の基礎学力を学生に改めて身につけさせるため、基礎教養科目の授業を工夫すればよいという結論に達した。その対象となる基礎教養科目は、「暮らしと法律」「暮らしと政治」「経済の仕組み」「社会と倫理」「日本の生活文化」「教養の数理」「環境と生物」「生活の化学」「生活の物理」であるとした。この検討の結論は、同委員会が学長に伝えた。また、学生の英語力向上のため、全学規模で TOEIC 受験を奨励している。

平成 28(2016)年より学生の学力向上と自己学習の機会を設けることを目的としてクラウド型の e ラーニング (A ドリル) を導入した。平成 29(2017)年度は、このシステムの運用について検討し、平成 30(2018)年度から通常授業科目の基礎教養科目や語学科目、また「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン I II」に連携させ、学生の学修意欲ならびに基礎学力向上に対する体制の整備を図ることとした。

(3)2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の採用、昇格の人事に関しては芦屋大学教育職員資格審査規程ならびに芦屋大学教育職員資格審査規程細則が整備され、審査体制も整えられている。今後も、バランスのとれた教員組織になるように検討する。教員の人事評価に関しては、実施するには至らず、今後の検討課題となっている。

質の高い授業の実現を目指し、授業活性化委員会が中心となって授業アンケートの結果を指標として、FD 研修会や研究授業および意見交換会を開催している。日常的な教育に対する悩みや課題、また授業運営に関する課題等を共有し、教員が自主的に問題解決に取り組んでいる。学生による授業アンケートは現在各学期 1 回の実施としているが、更なる教育研究活動の向上・活性化に結びつけるうえで、実施方法と結果の公表の在り方を含めて改善を継続する。また、平成 31(2019)年度も教員の授業研究だけでなく研究活動への一助となるような FD の実施を計画する。

学習効果の向上を目指し、基礎から段階的に学んで専門分野へと進めるようなカリキュラムの体系化をさらに推し進め、その過程で教養教育の在り方について検討を継続していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1)2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2)2-9の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

芦屋市六麓荘町の校地は、大阪湾と大阪平野を望む六甲山麓に位置し、大学本館の5号館をはじめとして7校舎棟がある。校舎等建物の配置は【図9-1】に示す。

学生および教職員の通学のため、芦屋市内各駅から六麓荘キャンパスまではスクールバスを運行している。また、教職員や来客のための駐車場とは別に、自家用車通学を希望する学生に対しては約150台収容の専用駐車場を設置している。

校地や校舎等の施設については、定員1,000名に対して大学設置基準に定められている面積を上回る広さを確保している。

校舎・講堂・体育施設の敷地は53,932㎡で、屋外運動場施設は、丘陵地に整備できなかったため、芦屋浜に18,210㎡の芦屋学園グラウンドを整備し、合計72,142㎡を所有している。

校舎等の施設は、講義室・演習室2,585㎡、実験室・実習室3,512㎡、研究室1,492㎡、図書館1,310㎡、講堂900㎡、体育施設3,383㎡、管理関係17,139㎡を備え、合計31,287㎡を所有している。

図書館（福山記念館新館）、体育館（福山記念館と第2体育館）、就職部、国際交流センター、学生健康管理センター、教職教育支援センター、オーディオビジュアルセンター、LAN管理センター、附置技術研究棟、教育研究所といった施設では、学生および教職員の研究や教育をサポートしている。

図書館（閲覧者席数146）は、大学と短期大学の共用施設として運営されており、購入図書の帳簿処理は大学6対短期大学4に案分して計上される。図書館運営委員会と図書委員会が図書館の内規に従って「館内図書」と本学各部署の「専用図書」とを購入している。平成29(2017)年5月1日現在、図書館の蔵書量は図書206,801冊である。そして定期購読されているのは、雑誌が109誌、新聞が11紙である。視聴覚資料については、オーディオビジュアルセンターが収集配備し、そのような資料の数は18,530点となっている。

図書館の蔵書は司書・職員が維持管理している。図書館の開館時間は月曜日から金曜日の9時から17時30分、土曜日の9時から17時である。平成29(2017)年度の図書館の利用者数については、学内の延べ人数が13,549名、学外からの実数が93名だった。なお、図書館ではコンピュータ・システム「情報館」（ブレインテック社）を採用し、OPAC検索システムを学内に公開している。図書館に設置されている利用者用パソコンは、蔵書検索用の端末が2台、インターネットにアクセスできるパソコンが7台である。

学生が学習したり談話したりできるスペースとして、学生ホール（5号館1階）を設けている。学生ホールの一角には、COMMUNICATION SPACE、CONCENTRATION SPACEを設け、

学生が自由に使用できるパソコンを設置している。

ICT機器については、全PCルームのPCの入れ替え及び各教室にプロジェクターを設置した。PCの入れ替えについては、CPUにIntel Core i5、8Gメモリ、SSD採用のwindows10のデスクトップPCと21.5インチのワイドモニタを取り入れた。OSをSSDにインストールすることでPCの大幅な起動時間短縮を可能にし、各性能もアップし操作性や動作性が極めて向上した。また、授業支援システムの導入および中間モニタを設置したため、授業中の学習者の支援・管理やファイル送受、画面共有など授業をより効果的かつ効率的に行え教育の質の向上を図った。

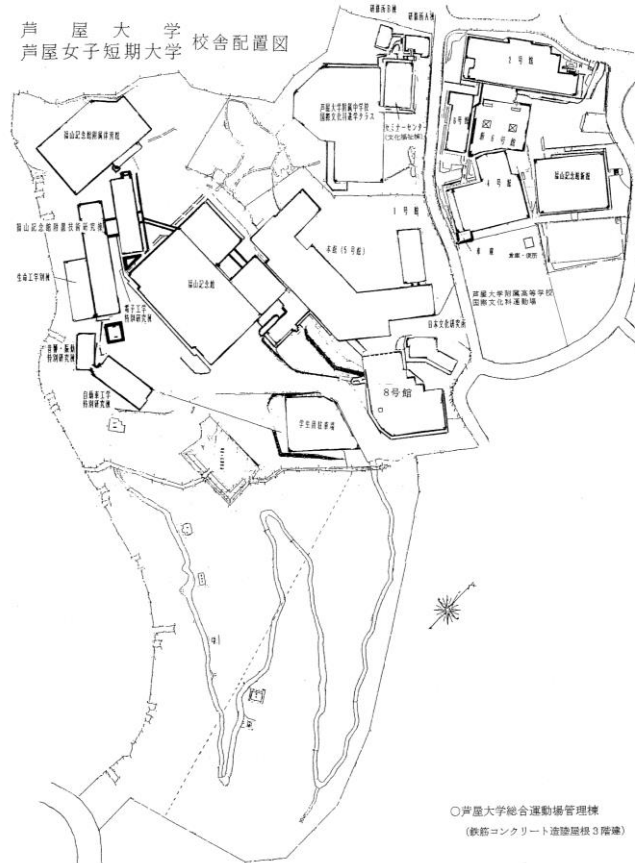
各教室へのプロジェクター設置については、教室固定式を採用したために従来移動式のプロジェクター設置に費やしていた時間や労力を教育に回ることが可能になった。さらに、プロジェクターへの接続には無線方式を用いることで、準備に掛ける時間を極限まで少なくし同時にモバイルPCやスマートフォンで接続することで、教育の質的向上及び授業での活用の幅が広がった。それ以外の教室では、移動式カートにセットされたAV機器や貸し出し用のノートパソコンとプロジェクターが活用されている。

体育施設としては、芦屋学園グラウンドのほか、複数のスポーツルームやトレーニングルーム、シャワー室を備えた福山記念館および芦屋学園第2体育館等がある。その中でも、第2体育館内のトレーニング施設においては一般学生及び、クラブ所属の学生による使用頻度が高くなってきていることもあり、器具等の入れ替えを行っている。

芦屋大学

図 9-1 校舎等建物の配置

館番号 用途 (名称)	1号館 教授研究棟	2号館 芦屋学園短期大学棟	4号館 芦屋学園短期大学棟
5号館 (本館) 芦屋大学棟・ 芦屋学園法人事務局棟	6号館 芦屋学園短期大学棟	新6号館 芦屋学園短期大学棟	8号館 芦屋大学・大学院棟



キャンパスの全校舎には冷暖房を完備し、安全で快適な教育研究環境を提供している。また、喫煙室を設置して完全に分煙を実施し、教育研究環境の快適さを促進している。

校舎、建物付帯設備、エレベーター、消防設備、廃棄物施設等の維持管理については、学園総務部施設課が責任を負っている。同課には、電気主任技術者や第一種電気工事士、第一級電気設備施行管理士、消防設備士甲種4類、消防設備士乙種7類、消防設備点検資格者二種を取得している者が在職し、法令に沿って適切な維持管理に努めている。

同課にはまた、数々の建築工事を手がけた職員が配置されており、その職員は経験を活かして施設設備等を維持管理するとともに、改修や改善の要望には計画的に対応している。補修および点検、緊急の修繕については、状況に応じて専門業者に依頼することもある。

電気設備や給排水や衛生設備や空調設備やエレベーター等の管理業務、そして学内の清掃については、専門業者に委託し、日常の教育研究活動が支障なく継続できるように図っている。

消防設備については、消防法に従って年2回の点検を実施し、その都度、不良箇所を修理交換している。そして火災予防を徹底させるため、施設ごとに防火責任者を定めている。1年に1回、

学生と教職員が参加する避難訓練も実施してきた。日常の防火および防犯については、委託警備員が監視し、夜間もセキュリティが保持されている。

施設設備の安全性については、建築基準法が改正された昭和 56(1981)年までの建物の耐震を診断したうえで耐震化計画を策定している。大学本館は阪神淡路大震災後に建設したのだが、福山記念館と付帯施設である附置技術研究棟については、平成 31(2019)年度までに耐震補強工事を実施する。

施設設備の利便性については、バリアフリーの設計思想に基づいて、スロープ、身体障がい者用のトイレおよび駐車スペースをはじめ、各施設にエレベーターを設置し、関係者が円滑に利用できるように配慮している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業規模については、学生数に応じて大規模（100名以上）・中規模（40名～100名未満）・小規模（40名未満）に分かれる。また、指導においては、教員の教授中心型授業（いわゆる行動主義）、学習者中心型授業（いわゆる構成主義）に分かれる。授業において扱う学術分野・領域・内容や各学部・学科、コース、学年などの違いなどから規模や指導方法の組み合わせが決定する。

実際の履修者数においては、担当教員による希望により規模や指導方法が決定するが、教務課および各学科、FD委員会において、チェックする体制を敷いている。チェックには、学習者の概念的理解の向上、技能・技術の習得・熟達化、安全性（実習系）を第一とし、必要に応じて学科会議やFD委員会において審議する。特に、安全性の担保が優先される実習系の授業においては、想定する履修者数以上の場合は、担当者および教務課にて協議し、授業の分割実施・複数名による授業などにより対応している。また、アクティブラーニングの充実（能動的な学び）のために、語学や教職系の授業では、基本的に小規模授業を実施し、グループ学習などの取入れのため移動式机・椅子が配置されている教室にて行っている。大規模授業では、ICTを効果的に活用し、資料の提示、授業の進行、フィードバックなどを円滑に行うなど、履修者に配慮している。その他には、履修する学生数に関係なく、担当教員の希望に応じ、TAを配置し、円滑な授業の進行や学生支援を行っている。

(3)2-9の改善・向上方策（将来計画）

現在の校舎は平成 7(1995)年の阪神淡路大震災後に再建され 20 余年経過している。教育環境は保たれているが、老朽化は避けられないため施設および設備の安全確保・点検等を慎重に実施していく。これに伴い、施設および設備の更新も視野に入れた整備計画を策定する。情報機器については、その耐用年数等を考慮し更新した。今後、学内の無線通信環境を整備するとともにLMS(学習管理システム：Learning Management System)などを用い、教材の配布や共有、協働学習や参画型授業などのアクティブラーニングの推進などを積極的に取り入れていきたい。また、これらに対する学生の意見を汲み上げ、施設設備の改善に反映させていく。

臨床教育学部児童教育学科において平成 31(2019)年度より開設予定の保育士養成課程に必要な「保育実習室」や、教職課程の実技・実習系科目のための「教育実習室」を整備し、教員免許状や資格取得、教員採用試験に向けた学生の学習を支援する環境をいっそう充実させる。

[基準 2 の自己評価]

基準 2 については、学生の受け入れにおいて、入学者の受け入れ方針を明確にして周知し、学生の受け入れ方法を工夫している。入学定員に対する学生の受け入れについては定員割れが続いていたが、平成 29(2017)年度が 108.4%、平成 31(2019)年度は 104.4%と定員を充足した。志願者数も平成 29(2017)年度から 3 年連続で定員を上回り、着実に改善している。

教育課程や教授法については、教育目的を踏まえた教育課程編成方針は明確であり、体系的編成や教授法の工夫・開発を実施している。さらにシラバスの改善と予習・復習の明確化、厳正な成績評価を実施している。学習および授業の支援については教職員一体となって取り組んでおり、特に学生サービスについてはきめ細やかに実施している。

単位認定、進級および卒業・修了認定については、基準を明確にし、厳正な適用が組織化・構築化されている。キャリアガイダンスについても、その充実のために就職部を設置し、インターンシップをはじめとするキャリア教育の支援体制を整備しており、就職・進学に対する相談・助言体制も適切に運営している。教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生が回答する授業アンケート調査を実施し、学生の資格取得状況および就職状況も調査して、それらの調査結果から得られた課題の解決に取り組んでいる。教員配置・職能開発と環境整備計画についても問題がないことから基準 2 を満たしている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置者である学校法人芦屋学園は、「学校法人芦屋学園寄附行為（以下「寄附行為」という）」において、法人の目的を明確に規定している。

本学園は、寄附行為に則り、組織体制に関する「芦屋大学事務組織規程」、就業に関する「芦屋学園就業規則」および「学校法人芦屋学園教職員規則」、組織倫理に関する「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」「芦屋学園経理規程」「芦屋大学研究倫理規程」「学校法人芦屋学園個人情報保護に関する規程」等の規程を整備し、高等教育機関としての公共性や社会からの要請に応えられるよう、経営の規律と誠実性を維持し、適切に運営している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、寄附行為に定める使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。第一に、寄附行為に規定された最高意思決定機関としての理事会と、その諮問機関としての評議員会を定期的に開催している。第二に役員協議会が、年間 16 回（平成 30(2018)年度実績）の会議を通して本学園全体の活動を把握している。第三に、教育研究組織が適切に機能するために、教授会のもとに教学組織、教学運営組織を整備している。

教学組織は、教育課程における専門分野の課題等を審議・検討するための学科会議を、教学運営組織は、共通する課題等を審議・検討するための会議をそれぞれ組織し、定期的に開催している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

本学園は、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「学校法人会計基準」等の法令を遵守し、寄附行為及び諸規程は法令に則り整備し、適切に運営している。法令改正等に際しては通知を回覧し、その内容を学内共有するとともに、諸規程の見直し等に適正に対応している。平成 26(2014)年 6 月 27 日に公布された学校教育法の改正に関する省令に対しては、その趣旨を踏まえた諸規程や運用の総点検・見直しを組織的に行った。また、文部科学省等への届出書類等も滞

りなく提出している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への取り組みについては、省エネルギーへの対策として、各教室の照明・空調設定温度の管理を常に行い、エレベーターの稼動を時期により制限する等の取り組みを行い、教職員はクールビズにより省エネルギーに協力している。最小限の清掃業者による敷地内の環境保全を行っている。校地は全体にわたって緑化に努めており、受動喫煙防止法に基づいた分煙措置も講じている。

人権への配慮として、「学校法人芦屋学園ハラスメントの防止等に関する規程」がある。ハラスメントの防止に関しては、「ハラスメント防止対策委員会」を置き、定期的にFD・SD研修会を開催している。学生には、『学生便覧』にハラスメント相談員の配置や相談窓口を含めて掲載し、周知している。また「学校法人芦屋学園個人情報保護に関する規程」を定め、ホームページ上で個人情報保護方針を掲載している。

安全への配慮については、安全性を確保するため、火災・地震対策、防犯対策に関する規程を整備している。火災等の災害対策として、消火器、消火栓、煙感知器、消火水槽、非常時避難口誘導灯、非常放送設備を設置し、休日を除き日中は警備員が常駐している。夜間は機械警備で対応し、緊急時は警備会社のセンターに通報される。防犯対策として、学生が校内を利用できる時間帯については警備員が立哨して対応するほか、防犯カメラによって常時監視している。教室及びピアノレッスン室は授業終了後に職員が巡回して安全を確認するとともに、施錠し管理している。「芦屋大学・芦屋学園短期大学消防計画」のもと、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成届出、自衛消防組織の設置届出、防災管理点検等を適切に行い、消防法に対応している。また「防災訓練」を学事日程に組み入れ、学生と教職員を対象に年1回実施している。事務職員が毎年度1～2名自衛消防業務講習に参加し、スキルアップを図っているほか、AED（自動体外式除細動器）を各校舎に設置している。

衛生管理及び教職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法第13条に基づき産業医を指定し、同法第18条に基づき、「芦屋学園衛生委員会規程」のもと衛生委員会を設置し、月1回開催している。

研究倫理については、「研究倫理委員会」のもと、「芦屋大学研究委員会規程」「芦屋大学研究倫理規程」を定め、適切に対応している。科学研究費助成事業に関しては、「科学研究費補助金管理規程」を定め、不正防止を徹底し、適正に管理している。平成29(2017)年は科学研究費の適切な使用を厳格化するため、全教員対象に日本学術振興会「研究倫理eラーニング」を実施し、その修了証を大学総務で確認した。

学内のコンピュータ・システムのセキュリティ対策は、ファイアウォール及びユーザー権限を設定することにより、不正アクセスやサーバーへのアクセスを制限するほか、全PCにウイルス対策ソフトを導入している。また、平成29(2017)年度末に次世代ファイアウォールおよび基幹スイッチの新規入れ替えを行い、さらにセキュリティ性を高めている。サーバー室は常時施錠され、入室をシステム管理者のみに制限している。

危機管理については、「芦屋学園危機管理規程」「芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程」等を整備し、適切に運用している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報は、平成 22(2010)年 6 月 15 日に公布された省令で定める項目に基づいてホームページで公表し、毎年度更新している。

財務情報は、ホームページで計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録）、事業報告書、監査報告書を公表している。

(3)3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、今後も関係法令および本学規程に則った適切な大学運営に努めていく。また、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの積極的な推進を図る予定である。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2)3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である理事会は、理事長のリーダーシップのもと年間 12 回（平成 30(2018)年度実績）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、諸規定の改廃等について審議を行っている。寄附行為に定めるとおり、理事会は理事長が招集し、理事長はその議長を務め、理事会は法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事の構成は私立学校法第 38 条に定める要件を満たしている。

理事の選任は、寄附行為第 6 条により、1 号理事 1 名（芦屋大学学長）、2 号理事 1 名（芦屋学園短期大学学長）、3 号理事 1 名（芦屋学園高等学校長）、4 号理事 4 名（評議員から選任した者）、5 号理事 1 名（功労者）、6 号理事 1 名（学識経験者）、の定員 9 名で、平成 29(2017)年 3 月 31 日まで定員 9 名となっていたが、平成 29(2017)年 4 月 1 日から芦屋学園短期大学長と芦屋学園高等学校長が併任したため 1 名減じて定員 8 名となった。1、2、3、4 号の理事は、各教育機関の長または評議員の職を退いたときは理事の職を失うものと定めている。また、学校教育法第 9 条に抵触する場合に解任及び退任することも寄附行為第 10 条に定めている。

理事会は、寄附行為第 16 条第 9 項で「この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定している。また、2 名の監事については、寄附行為第 15 条第 6 項に「この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と規定している。この規定に照らして、平成 30(2018)年度の理事および監事の出席は適切である。

本学園では、役員協議会を月 1 回、年間 16 回（平成 30(2018)年度実績）開催し、本学園の使命・目的の達成に向けて、より迅速かつ戦略的な意思決定ができる体制を整えている。

(3)3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、関連法令および寄附行為等の規定に則った、適切な理事会運営に努める。私立大学をとりまく環境はさらなる少子化を迎え、今後ますます厳しくなることが予想されるため、理事長のリーダーシップのもと適切な理事会運営を継続していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1)3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2)3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

学長の校務は「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」第 6 条に定められ、本学の校務についての最終的な決定権は学長にある。学長を補佐するため、副学長は学長の指示に従って学長の業務を代行している。

教育及び研究についての学内意思は、学部教授会が審議し、学長が決定している。学部教授会の審議事項は以下のとおりである。

- ①学部の教育、研究及び学部学生の指導に関する事項
- ②学部学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- ③その他学部長が必要と認めた事項

また、専門的な事項を検討するため、各種委員会が設置され、学長がその委員を任命している。各種委員会での検討結果は、委員長等から学部教授会に提案あるいは報告される。

大学運営会議は、企画会議や各部署で立案、決定した内容の報告を行い、教職員の共通理解を深め、学内運営を円滑に推進する。学長自らが委員長となり、副学長、学部長、学長室長、事務部門の部長以上の者で構成されている。また、大学運営会議では本学運営の重要事項を協議したり、学部教授会の議題を整理したりしている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は大学の教育及び研究の全般を管理し、本学の管理運営についての主要な会議体（学部教授会や大学運営会議等）において、学内の意思を決定する際に中心的役割を果たしており、教学の責任者としての任務を果たし、適切にリーダーシップを発揮している。

学部教授会、そして各学科で開催される学科会議を通じては、教学組織及び事務組織の業務が附議または報告されるため、学長の意思決定やリーダーシップが十分に浸透できるようになっている。各学科会議では助教を含めた専任教員全員が構成員であり、学部教授会では専任講師以上

の専任教員全員が構成員である。

毎年、文部科学省に提出している経営改善 5 ヶ年計画に基づき、「在籍数の確保、定員充足」、「奨学費の削減」、「人件費の削減」を打ち出しており、教職員一丸となり取組み、継続、構築していく。

(3)3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学運営会議、学部教授会や各種委員会等での議論を活性化することによって、今後も学長主導で大学改革を継続する。同時に、学長のリーダーシップのもと、全教職員が学内の課題解決に取り組めるようにしていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化**
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性**
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営**

(1)3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2)3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は、理事会、役員協議会に毎回出席している。理事長は学長を兼任しており、法人と大学は一体的な運営がなされている。

大学の主要な採用人事や経営に直結する重要事項は理事会の審議事項であり、教授会は教学に関する事項の審議機関である。学園の経営的観点と大学の教学的観点の双方の視点をもって学園の発展に寄与するのが、理事としての学長の役割である。学長は、教授会において経営的観点からの見解を示す一方、教授会の代表者として学長は月 1 回開催される役員協議会に出席し、教学的事項についての教授会の意思を理事会側へ伝えている。その一連の仕組みによって、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションを図り、意思決定の円滑化を推進している。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人及び大学の各管理運営機関、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織は、それぞれ独立しながら緊密に連携し、相互チェックの機能を果たしている。大学全体の課題や学内の組織運営に関する事項は、学長が招集する大学企画会議で検討され、必要に応じて理事会に諮り、大学運営会議を経て学部教授会、各部署に伝達・報告される。日常の教育研究活動においては教職協働体制が構築されており、緊密な連携と相互チェックの機能が保持されてい

る。

監事の選任については、寄附行為第7条に「法人の理事、評議員または教職員でない者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定され、その職務については寄附行為第15条に定めている。監事は学園の業務および財産の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後2ヶ月以内に理事会および評議員会に提出し、理事会に出席して意見を述べている。平成30(2018)年度、法人の管理機関である理事会は12回、評議員会は4回、開催されている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

法人及び大学はその使命・目的を達成するため、理事長、学長双方のリーダーシップのもと、各管理運営機関並びに各部門が連携し協力している。前述のとおり、学長は理事会、役員協議会に出席し、教授会を代表して教学面についての意向を伝え、大学運営会議、大学企画会議を開催し、学部教授会では理事会方針を伝えるとともに、大学の進むべき方向性を具体的に示し、大学の運営に適切なリーダーシップを発揮している。学長と教職員のコミュニケーションは活発に行われており、教職員の提案は学科会議や各種委員会を通じて検討され、改善策に反映される体制が整っている。

(3)3-4の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は、常にコミュニケーションがとれる体制を構築している。今後も永続的な大学運営を行っていくためにガバナンスの強化を図るとともに、理事会と大学の各管理運営機関並びに各部門との円滑な連携を保ちながら、教職員が一丸となって健全な大学運営を推進していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1)3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2)3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学園は、その使命・目的を具体化していくため、必要な組織を置き、「学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程」に基づいて適切に職員を配置し、業務分掌についての規程に基づいて業務を執行している。学園の法人事務局では、学園総務部、財務部、情報システム室といった部署が学園全体に関わる業務を分掌している。また、学園の全教育機関（大学及び短期大学、中学校・

高等学校、幼稚園）が連携を強化しながら、一層効果的に業務を推進するため、法人の事務局長と法人事務局各部署及び各教育機関の実務責任者が集まり、定期的に学園運営事務協議会を開催して各教育機関が理事会へ提出する議案を精査する場を設定している。その際、理事会への提出議案に留まらず、各教育機関の情報共有を密に行っている。さらに、組織の編成や人員配置の修正も毎年度検討を行いながら、必要に応じて実施している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学園では、円滑に業務を管理運営するため、「学校法人芦屋学園事務組織規程」や「学校法人芦屋学園教職員規則」「芦屋学園給与規程」等の規程がある。そして学園を取り巻く社会状況等の変化に応じて、これらの規程のみならず組織や人員配置や制度を変革し、要員採用も計画していくことによって、効果的に業務を実施できる管理体制の構築を目指している。

なお、事務部門のほとんどは、5号館1階及び4階に集中して配置しているが、学生部内の課が別々の場所に配置されていたが、平成30年度に同一の部署に統合したことで、今までより一層の情報の共有、部門間の協力関係構築、業務執行の管理等の面でも有効に機能している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の能力開発については、OJTや自己啓発を中心に実施している。職員は実際の業務の現場で直属の上司や先輩の職員に指導を受けながら日々努力を重ねている。

平成30(2018)年度の教職員向けの学内研修会としては、9月「学部資金獲得に関する研修」、10月「日本の大学におけるIRの取組―実践を踏まえて」、11月「データ化のための手法としてREASを用いたデータ収集」、同11月「情報セキュリティ研修」、12月「文献検索・文献管理」を開催している。また学外研修については、教職員が必要に応じて参加している。日本私立大学協会、日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団等が主催する研修会や大学コンソーシアムひょうご神戸研修交流会のSDプログラムには、これまで教職員の能力を向上させるため参加してきた。

平成30年度からは、職員の人事評価制度を導入したが、上手く浸透させることが出来ず、平成31年度への課題となった。

(3)3-5の改善・向上方策（将来計画）

今後、社会の変化や学生の多様化に対応しながら、本学が発展していくためには、教育の質の向上とともに、教育をサポートする業務のレベルアップ、すなわち大学のみならず学園全体の職員の資質・能力向上が不可欠である。また、業務執行体制の機能をさらに向上させるため、経営改善計画に基づいて平成30(2018)年度には教職員の人事評価制度を導入した。そのほか、業務のさらなる効率化のため、いくつかの事務組織を統合すること等も検討する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)3-6の自己判定

基準3-6を満たしている。

(2)3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人の経営状況の根本的な改善に向け、5ヵ年にわたる中期計画を立案実行し、平成32(2020)年度末時点で、教育活動収支の黒字化を実現する。平成29年度～平成31年(2017～2019)度の3年間で教育活動収支の黒字化のための基盤確立を図る。

収入面の最大項目である学生生徒等納付金収入に係る学生の確保と、支出面の最大項目である人件費の削減を図ることが、教育研究活動を永続的に担っていくうえで最も重要であり、加えて計画的な諸経費の抑制が課題となる。

学園全体の学生生徒等人数は、平成23(2011)年度1,551名、24(2012)年度1,765名、25(2013)年度1,927名、26(2014)年度2,113名、27(2015)年度2,098名、28(2016)年度1,939名、29(2017)年度1,825名、30(2018)年度1,828名である。学生生徒等納付金収入は、平成23(2011)年度1,265百万円から平成30(2018)年度1,684百万円に増加している。

人件費率は54.8%となり、平成23(2011)年度の94%からは大幅に改善している。平成30(2018)年度人件費は、前年度比約212百万円の減少を図ることができた。

また、財政基盤が安定する平成32(2020)年度以降は、施設・設備（耐震補強含む）への投資を行い、学園が更に発展する教育基盤を確立する。

財務に関する中長期計画に基づく毎年度の予算編成に関しては、各部署からの予算積み上げによる計画策定が徹底されておらず、数字に対する意識が希薄であったこともあり、平成30(2019)年度予算策定時より改善を図っている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の平成29(2017)年度末現金預金は541百万円であったが、平成30(2018)年度は212百万円増の753百万円となった。平成30(2018)年度末時点の正味財産は15,656百万円である。

平成30(2019)年度は教育活動資金収支差額（減価償却費除く）で黒字の計画であり、また、金融機関から約300百万円の借り入れも決定していることもあり、安定した財務基盤の確立が可能である。

事業活動収支の経常収支差額は、平成23(2011)年度1,492百万円の支出超過であったが平成30(2018)年度は345百万円の支出超過となる。依然として支出超過ではあるが、この7年間で大幅な経費圧縮を実現した。貸借対照関係指数による財務比率は今後、収支の改善に伴い係る計数は改善方向となることが思料される。

今後、少子化等の影響により学生生徒納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される中、外部資金導入の重要性については全教職員が認識しており、科学研究費、補助金を

はじめとする競争的資金の獲得に向けて積極的な取り組みが必要である。

事業収入については、本学園の特徴を活かした補助活動事業として、「バレエ教師課程ディプロマコース」の運営、それ以外にも芦屋大学附属幼稚園の預かり保育収入等も安定的な収入となっている。

(3)3-6 の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の影響により、学生生徒等納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される。今後は、適正範囲内での効率的な広報活動の展開により、社会のニーズに合った大学の魅力をアピールする。また、中途退学者を減少させる方策として、学生相談窓口、奨学金制度等をより一層充実させる。

今後、遊休不動産の有効利用及び売却等により、財政面での安定化を行い、併せて、積極的な募集活動の展開により寄附金収入の増加を図る。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2)3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準や「芦屋学園経理規程」等に基づいて、適正に会計を処理している。また、「資産運用規程」等を定め、経理システムや資産管理システムによって、安全かつ適正に資産と資金を管理及び運用している。

試算表や補助簿等財務関連書類は毎月適時に作成し、予算の執行状況を含めて月次決算の形で財務担当が理事長に報告している。

学校法人会計基準に従った財務諸表については、経理システムによって財務次長が作成して部長が確認する体制なので、適切な会計処理を担保できている。また、監査法人と連携しながら適正に決算している。

予算を変更する際は、「寄附行為」33条に基づいて理事会を開催し、そこで議決している。

補正予算の編成については、中間決算等の状況を参考にしながら、その必要性を検討している。補正予算編成が必要な場合は、評議員会の決議を経て、理事会が決定している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人による監査と監事による監査とから成り立ち、法令や規程に則って厳正に実施している。

監査法人による監査については、監査契約が結ばれ、私立学校振興助成法第14条第3項の規

定に基づいて計算書類が監査され、平成 30(2018)年度は 10 日間(平均監査担当者 1 日当り 4.9 人)の監査スケジュールだった。

監査事項については、計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)等の会計帳簿書類の確認のほか、理事会の議事録等を基に取引内容と会計処理が監査されている。

監査の結果は、監査意見を含めて監事監査報告書で通知されている。なお、監査時の指摘事項については、ただちに当該部署が改善策を実施すること等によって業務を改善している。

一方、監事による監査については、決算原案が完成した時点で会計帳簿書類(資金収支計算書ほか)を閲覧することによって、決算の資金収支、事業活動収支、資産負債の状況ならびに計算書類の準拠性、保全状況等を調査している。さらに、諸会議の議事録等の閲覧、理事や教職員からの聞き取り調査によって財産の状況を監査している。監事による監査の結果については、理事会と評議員会に監事監査報告書として提出されている。また監事は、監査法人と連携しており、監査法人による監査に立会い、監査状況の報告を受けるとともに、監査法人と意見を交換している。

(3)3-7 の改善・向上方策(将来計画)

平成 27(2015)年度から適用された学校法人会計基準の一部改正に基づいて、適正に会計を処理し、計算書類に変更対応することについては、情報を監査法人や監事と共有しながら実施した。このことについては、今後も適正に進めていく。

【基準 3 の自己評価】

本学は、建学の精神に基づく教育理念を実践することで、高等教育機関としての社会的役割を果たしている。本学は、「寄附行為」と「寄附行為施行細則」によって適切に運営されており、教員と職員が協力し、本学運営についての会議や教学についての各種委員会に参加している。

財務基盤と収支については、中長期計画に基づき適切に運営し、安定した財務基盤の確立に向けて、平成 32(2020)年度を目途に収支の改善に取り組んでいる。平成 30(2018)年度には対前年度比人件費で 2 億 1,200 万円(退職金除く)、並びに教育研究費と管理経費で 9,600 万円の経費を削減でき、平成 31(2019)年度人件費は前年度並み、教育研究費と管理経費で 7,000 万円の経費を削減する計画である。学園全体の生徒学生数も大学を中心に平成 23(2011)年度からは 370 名程度増加してきている。これらの推移により収支のバランスは着実に改善されている。今後は寄付金の募集や補助活動事業の積極的展開によって収入の安定化につなげていく。

会計については、学校法人会計基準や「芦屋学園経理規程」等に従って適正に処理し、毎月、財務関連資料、対過去 5 年実績との比較等を財務担当が理事会に報告し、財務に対する認識を理事全員が共有している。補正予算の編成が必要な場合は、評議員会の決議を経て理事会が決定している。

会計監査については、監査法人による監査と監事による監査とがあり、法令や規程に則って厳正に実施している。監査法人による監査は、私立学校振興助成法の規定に基づいて計算書類の監査を中心に実施され、その結果は、監査意見を含めて監査報告書として通知されている。監事による監査では、計算書類の監査とともに、理事や教職員に聞き取り調査を実施している。その結果についても、理事会と評議員会に監査報告書として提出されている。法人の業務及び財産につ

いて監査する2名の監事はまた、理事会に出席して意見等を述べており、理事会への監事の出席状況も良好である。

これらのことから、基準3で求められている項目を満たしていると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1)4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2)4-1の自己判定理由（事実の説明および自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では自己点検・評価にあたり、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に準拠した基準で実施している。

学則第1章第1条において、「本学は、前項の目的を達成するために、その教育研究活動等の状況について定期的に自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、認証評価機関による認証評価を受けるものとする」と明示している。「芦屋大学自己点検・評価実施規程」5条には「学長、学部長及び部署の長は、自己点検・評価の結果を、管理運営並びに教育・研究の向上及び活性化に活用するものとし、改善項目及び改善方策が示されたものについては、その改善に努めなければならない。」とあり、自己点検・評価の結果の活用を促している。また、「授業アンケート」も自己点検・評価の一環として捉え、毎年全学的に実施している。年度末には、担当部署は事業の実施状況を点検評価し事業報告書を提出している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価を実施する組織として「芦屋大学自己点検・評価実施規程」2条に「本学の自己点検・評価を実施するための組織として自己点検・評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。」とあり、自己点検・評価委員会設置を定めている。自己点検・評価委員会の構成は学長、副学長、学部長、教学支援部長、学生部長、学長が指名した教員4名以内、学長が指名した職員4名以内となっており、全学的な視野に立ち自己点検評価が可能な体制となっている。

自己点検・評価委員会は教員と職員が共同で『自己点検評価書』を主体的に作成しており、各部署の課題だけでなく他部署の課題を委員会で検討し、改善取り組みの要望を学長及び運営委員会に報告している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適応性

本学では自己点検・評価を毎年実施し、恒常的に取り組んでいる。平成21(2009)年度より自己点検・評価委員会は『自己点検評価書』の公表および現状の分析を平成25(2013)年度まで毎年行ってきた。平成26(2014)年度は、委員会判断により評価書を隔年での公表としたが、後の自己点検・評価委員会で継続的分析や情報公開の重要性を再認識し、再び評価書を毎年ホームページで公表することとした。

なお評価書の製本は、機関別認証評価を受審する周期、すなわち7年に1度の実施である。

(3)4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会を中心に、毎年組織的な点検評価活動を行い、『自己点検評価書』を作成している。自己点検・評価での課題を情報共有し、円滑に処理するため大学運営会議、学部教授会、学科会議、各種委員会とより密接な関係構築に努める必要がある。その上で、恒常的なPDCA サイクル体制を整備し、中長期的な視野を含めた改善活動に取り組んでいく。事業報告書を大学全体で共有していく必要がある。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2)4-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価を十分に機能させるためにはデータに基づいた点検評価が不可欠である。自己点検・評価委員会は『自己点検評価書』を作成するため、学部や学科、各種委員会が作成する議事録、取り組みの資料、報告書、各種統計、アンケート結果（授業アンケート結果を含む）などの資料を集め、透明性の高い自己点検・評価を行っている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

前述したように、本学では各部署、委員会からのデータやアンケート結果を学長室、自己点検・評価委員会で把握し分析している。

これらの情報から速やかに対処すべき事項が見られた場合、学長室、自己点検・評価委員会は学長に報告し、大学運営会議で課題の共有がなされる。大学運営会議で決定された対処方針は担当部署、当事者に伝えられ、改善されることになっている。

大学運営会議を通し改善された事項は自己点検・評価委員会に連絡され、組織的な課題かどうかを検討し分析している。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

毎年作成される『自己点検評価書』はホームページに掲載され、社会への公表を行っている。ホームページへの掲載は全教職員への情報共有の役割も果たしているが、『自己点検評価書』をプリントアウトし、教授会で配付することにより教員への自己点検・評価活動に対する意識を高めている。

(3)4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続的に透明性、客観性の高いエビデンスに基づき、自己点検・評価を行い『自己点検評価書』にまとめ、ホームページで社会に公表していく。また、各部署や各委員会が保有する記録を一元的に集約し、体系的に管理するシステムを構築する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価委員会は学長、副学長、学部長、教学支援部長、学生部長、学長が指名した教員 4 名以内、学長が指名した職員 4 名以内で構成されており、十分な連携がとれた活動となっている。PDCA サイクルとして自己点検・評価委員会が現状の課題を運営会議に報告する(Action)。運営会議ではその対策及び対応方針が議論され(Plan)、そこで決した方針は学部や各部署に伝達され課題の改善がなされる(Do)。これらの動きは次年度の自己点検・評価委員会に報告され、検証がなされる(Check)。このサイクルは恒常的かつ適切に運用が行われており、機能性は確立している。また、各部署単位での日常的な PDCA サイクルについては、クラウド型のグループウェアに記録され、情報共有がなされている。

(3)4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動は PDCA サイクルの仕組みが確立しており、有効に機能している。今後は、学部や各部署から収集したデータの分析活用体制の整備を進めた取り組みを一層推進し、平成 31(2019)年度設置予定の IR 推進室、学長戦略室と協力していく。また、単年度の PDCA サイクルだけでなく、中期的視野に立った自己点検・評価の仕組みも整備していく。

【基準 4 の自己評価】

自己点検・評価に関わる規程や体制は整っており、適切になされている。自己点検・評価結果は全教職員で共有している。平成 19(2007)年以降、『自己点検評価書』を毎年作成(平成 26(2014)年を除く)し、社会に対し公表している。自己点検・評価の仕組みが大学の教育、研究、社会貢献と連動しており、本学使命の一層の充実が図られている。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と連携

A-1 知的資産を活かした社会貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 教育研究活動による協力と貢献

A-1-② 教育機関活動による協力と貢献

(1)A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2)A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 教育研究活動による協力と貢献

■芦屋大学ソーラーカープロジェクト

ソーラーカープロジェクトは、初代学長福山重一が「地球環境やエネルギー問題に対する大学の役割として、今こそ環境問題を社会にアピールする時期である」と唱え、平成 4(1992)年 3 月に設立したものである。国内外の競技会に参加し成果を上げているだけでなく、学校訪問や行事参加等を通じて環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動にあたるほか、地域振興にも貢献している。また、機材の調達や技術開発において産学連携の活動も行っている。プロジェクト活動は、教職員、学生、卒業生 3 者が一体となり、教学とクラブ活動の両面から活動するものと位置づけであり、経営教育学科の自動車技術、技術・情報教員養成両コースの教員指導の下、同コースのゼミ生と共にソーラーカープロジェクト部、技術研究部、ボランティア同好会が、ソーラーカープロジェクトの中心メンバーとして活動している。

《学校訪問》

学校訪問は、児童教育学生の実践経験の場として資すると共に、地域の子どもたちに実際にソーラーカーに触れてもらい、環境やエネルギー問題について学んでもらうことを目的としており、平成 23(2011)年度から平成 30(2018)年度の間に、兵庫県下をはじめ、県外を含めると合計 58 校の小中学校を訪問し、教育・啓蒙活動にあっている。平成 30(2018)年度の行事参加実績は【表 A-1-1】のとおりである。

【表 A-1-1】 <学校訪問実績>

市町村	2018 年度訪問先	対象学年
西宮市	北夙川小学校	4 年生
神戸市	Canadian Academy 小学部	3 年生
大阪市	中川小学校	4 年生
池田市	北豊島小学校	4 年生
4 市	4 校	

《行事参加》

地域振興及び教育・啓蒙活動の一環として地域の各種行事に参加している。平成 23(2011)年度から平成 30(2018)年度の間、本学で開催された「電気自動車・燃料電池車・ソーラーカー製作講習会」「西宮市産業環境局 エネルギー学習会」をはじめ、芦屋市で開催されている「あしや秋まつり」など関西、中国地方の各地合計 49 の行事に参加し、環境・エネルギー問題の啓蒙活動にあたっている。平成 30(2018)年度の行事参加実績は【表 A-1-2】のとおりである。

【表 A-1-2】 <行事参加実績>

	2018 年度参加行事
西宮市	西宮市産業環境局 エネルギー学習会
芦屋市	あしや秋まつり
神戸市	兵庫カーライフ・フェスタ
吹田市	(公財)千里リサイクルプラザ くるくるクリスマス
4 市	

《産官学連携》

技術開発において関連企業と連携しているほか、芦屋市教育委員会をはじめとする公的機関と連携し、環境問題に関する啓蒙活動にあたっている。

連携団体は【表 A-1-3】のとおりである。

【表 A-1-3】 <連携団体>

	企業・機関名	内容
1	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課	環境保全啓蒙と次世代自動車（ZEV：無公害自動車）の普及啓発
2	芦屋市 教育委員会 社会教育部 青少年教育課	放課後児童体験事業（あしやキッズスクエア）
3	尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課	地域環境啓蒙活動（環境学習プログラム）
4	西宮市 環境局 環境総括室 環境学習都市推進課	地域環境啓蒙活動（エネルギー学習会）
5	一般財団法人 日本太陽エネルギー学会	次世代自動車（ソーラーカー・電気自動車・燃料電池車）の研究発表・製作講習会
6	株式会社 ミツバ SCR+プロジェクト	ソーラーカー用モーター開発に関する研究
7	池田市 教育委員会 教育部 教育政策課	連携協力協定の一環による教育活動への協力

■高大連携

本学では、高大接続教育の一環として高校と大学の連携教育を推進しており、大学で学ぶ内容を高校生がいち早く体験し、将来の進路選択に役立つ取組みを行っている。本学の特色である

「キャリア教育」「スポーツ教育」「教職教育」の内容を中心に、大学教員による出前授業や、大学教員による高校教員への研修会、大学生と高校生の交流等、特色を持った各高校の需要に合わせた連携を実施している。平成 30(2018)年度実績は【表 A-1-4】のとおりである。

【表 A-1-4】

高校名	内 容	開催場所
西宮甲山高校 (教育総合類型 2 年生)	幼児教育全般	西宮甲山高校
	幼児体育実習 (2 回)	
	インターンシップ事前指導	
	リトミック発表会	芦屋大学附属幼稚園
幼稚園見学会		
摂津高校 (体育科 3 年生)	体育大会プレゼンテーション大会	摂津高校
	体育大会実施	
東大阪大学柏原高校 (スポーツコース 2 年生)	スポーツ講話 (7 回)	東大阪大学柏原高校
	バス見学会	芦屋大学・グラウンド
星翔高校 (アドバンスコース 2 年生)	バス見学会 (2 回)	芦屋大学
東海大学附属仰星高校 (2 年生)	バス見学会	芦屋大学
島本高校 (教員対象) (保育コース 1・2 年生)	保育インターンシップ事前研修会	島本高校
	保育系交流会	大阪人間科学大学

A-1-② 教育機関活動による協力と貢献

■芦屋大学の地域住民への公開

本学の持つ知的資産の地域住民への提供を目的として、平成 27(2015)年 8 月より、芦屋大学図書館の地域住民への公開を開始した。現段階では芦屋市六麓荘町の住民を対象に公開し、同町内会を通じて希望者に図書館カードを配布しており、書籍の閲覧・貸出等、本学学生や教職員とほぼ同等のサービスを提供している。また、毎年 7 月に開催される芦屋サマーカーニバル「花火と芸術鑑賞の夕べ」に併せ、地域住民への大学校舎開放と親睦会も行っている。学園祭においても近隣住民や小・中学校にプログラムを配布し、地域の方々への日頃の感謝の気持ちを込めて本学において楽しんでいただくための企画をしている。また、障がい者就労支援スペース「あしかふえ」については、大学キャンパス内で共生社会を体感できるカフェとして運営し、地域の方々に案内している。

■芦屋市及び芦屋市教育委員会との地域包括連携、池田市教育委員会との連携協力

本学は兵庫県芦屋市及び同教育委員会と地域連携諸活動を通じて良好な相互関係を長期間にわたり築いてきている。この関係を更に発展させるため、平成 28(2016)年 8 月に「芦屋市・芦屋市教育委員会と芦屋学園・芦屋大学との包括的連携に関する協定書」を締結した。この協定は、スポーツ・文化・芸術・地域人材の育成・教育の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的としている。

その第一歩として平成 29(2017)年 1 月に、福山記念館に障がい者就労支援スペース「あしかふえ」をオープンした。「あしかふえ」開設は本学におけるヒデュンプロジェクト（潜在的な体験学習）の一環である。学生が何気ない日常生活の中で共生社会を体感することを通し、その情操

を育むことを目的としている。大学のキャンパスで障がい者が働き、障がい者と学生が交流し、学生たちによる手作りのカフェを企画運営することは、本学で経営や特別支援教育を学ぶ学生にとって実践的な学びや研究の場となっている。カフェの運営にあたっては、企画段階から芦屋市障害福祉課の助言を得るとともに、芦屋特別支援学校とも連携し、地元の就労支援、障がい者の雇用促進に貢献している。

芦屋市では「芦屋市行政改革」の一つとして平成 29(2017)年度から「こえる場！」という取り組みを始めた。その一環で本学の提案により『世代を超えた「人生を豊かにする学び」』をテーマに、平成 31(2019)年 3 月に『芦屋まなび場！フェスティバル in 芦屋大学』というイベントを実施した。イベントには延べ 1,301 名が参加した。

芦屋市防災安全課との連携により、大学生を中心とする若い力で地域防災を支えていこうという目的で、芦屋市との熊本地震派遣ボランティア、防災シンポジウム、防災訓練のインタビュー、芦屋市防災総合訓練、イザ！カエルキャラバン！合同研修会 in あしやなどへの参画、協力をしている。そのほか、芦屋市さくらまつり、芦屋市役所インタビュー、芦屋市行政改革にかかるプロジェクトチームの意見交換会、芦屋市障がい児・者とのふれあい市民運動会、芦屋なんでもフェスタなどにも参加し、地域に愛される大学として活動している。

また、芦屋市教育委員会教育長には、教員採用試験を受験する学生に対し、激励や講演など機会あるごとにご協力をいただいている。

教育相談所は平成 30(2018)年度も例年通り、地域教員・支援員・介助員を対象とした特別支援教育講座を夏・冬 2 回延べ 5 日、芦屋市公民館との連携による市民講座を 2 日、開催した。地域の教育関係者、保護者に対しての教育相談も随時実施している。

池田市教育委員会とは、平成 30(2018)年 1 月に連携協力協定を締結し、前述の本学ソーラーカープロジェクトによる小学校体験授業訪問を実施した。

(1)A-1 の改善・向上方策

ソーラーカープロジェクトの活動は、競技活動にとどまらず、研究開発や地域社会貢献、研究機関・企業との連携等様々な意義を有している。今後もこれらの活動をより積極的に展開していく。とくに産学官連携について、共同研究や技術指導の可能性を関連企業に働きかける等、その活動の発展可能性を求めていく。

高大連携については、連携校の数と取組みについて今後益々の充実を図る。これまでスポーツ・幼児教育に偏っていた連携分野について、本学が高等学校に提供できる教育資源を確認し、本学の学部学科コースの認知活動に繋がる取組みを展開していく。

芦屋市及び芦屋市教育委員会、池田市教育委員会との連携・協力を、人材育成、教育の分野で今後さらに強化する。

平成 29(2017)年 1 月にオープンした「あしかふえ」の活動は、兵庫県にも認められ「兵庫ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議会長賞」を受賞し、兵庫県社会福祉協議会の広報誌『ひょうごの福祉』に「あしかふえ」の魅力について掲載された。今後ますます「あしかふえ」を中心に学生の学びが深まること、地域貢献が進展することが期待される。

また、平成 30(2018)年度から地域連携推進・スポーツ推進室を設置し、組織的・体系的に地域連携に取り組み、地域コミュニティの中核的存在としての機能を強化している。今後も地域コミュニティの一つの拠点としての活動を継続していく。

芦屋市防災安全課との連携による災害派遣ボランティア、防災シンポジウム、芦屋市防災総合訓練イザ！カエルキャラバン！合同研修会 in あしやなどへの参画は一部学生の参加にとどまっているが、本学において令和元(2019)年9月1日(防災の日)に芦屋市防災総合訓練の実施も決まっております、今後さらにこのような取組の輪を広げていき、学生の若い力が地域防災を支えていけるように活動を深めていく。

教育相談所が行ってきた特別支援教育研修講座は主に阪神間の教職員を対象として年2回行っている。開催日程は各2日から5日で本学教職員及び外部講師を含め実施している。情報が溢れる時代ではあるが、講師との対面による講義形式の講座はやはり一定のニーズがあり、また、芦屋大学の地域貢献としての意味もあり、引き続き開催予定である。芦屋市民公開講座については、本学教員の紹介を兼ねた教養講座ばかりではなく、公開講座の受講生である市民の意見を反映し、講座のテーマを市民の健康促進に関するものやスポーツ教育等をも提供している。芦屋市公民館の共催で、連携しながら今後も引き続き開催の予定である。

A-2 スポーツ分野における社会貢献

《A-2の視点》

A-2-① スポーツ活動による社会貢献

(1)A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

1) スポーツ活動による社会貢献

■地域スポーツ振興

スポーツ教育の分野では平成 21(2009)年度から保健体育の教職課程が認可され、平成 25(2013)年度から平成 28(2016)年度現在まで、16 名（非常勤講師を含む）の卒業生が教育現場で活躍している。

スポーツ教育の充実とクラブの活性化というスポーツにおける地域振興の土台が固まったことにより、平成 29(2017)年 4 月から芦屋学園のサッカークラブを主体としたスクール事業を立ち上げた。学園のスポーツ資源を有効活用しスクール事業を展開することで、芦屋市民にコミュニティの場を還元し、地域との連携、青少年育成、サッカーによるスポーツ参加率向上を主な目的として取り組んでいる。これは、大学 COC 事業の一環ともいえる。平成 30(2018)年度からは、日本サッカー協会公認ライセンスを保有する指導者に加え、教職課程を専攻している学生の指導実践実習の場としても活用している。学生コーチを増加したことで、スクール参加者が増加したため、平成 30(2018)年度は、スクール実施回数を大幅に増やすこととなった。更に、地域貢献事業として、芦屋市内の子ども達向けに、バルセロナジャパンスクールのスクールコーチによる講習会や、スペインのデポルティボ・ラ・コルーニャ育成部長による講習会が開催された。普段体験できない貴重な経験の場の提供が図れたといえる。【表 A-2-1】

また、地域との連携・スポーツ振興について、芦屋市との包括連携を含んだ活動は【表 A-2-2】のとおりである。

本学と教育提携をしている兵庫ブルーサンダーズでは「賑わい溢れる街作りの形成」という理

芦屋大学

念の基、ファームチームでは地域に貢献できる学生の育成を行っている。

【表 A-2-1】

	開催日／期間	実施場所	内容	対象	備考
①	2018年1月 ～2019年3月 (実施回数：計104回)	芦屋学園 グラウンド	サッカースクール/ サッカーGKスクール	小学生	学生参加
②	2018年 8月7日・8日	芦屋学園 グラウンド	バルセロナサッカー キャンプイベント	小学生	学生参加
③	2018年 8月20日～23日	芦屋学園 グラウンド	スペインサッカー クリニック	小学生	学生参加

【表 A-2-2】

①	4月26日	芦屋市キッズスクウェア (宮川小学校)	芦屋市
②	9月1日	第1回ガジェット池田オープン大会	池田市卓球協会
③	9月30日	“芦屋芸術祭”	芦屋市
④	10月14日	道頓堀リバーフェスティバルへの ダンス・バレエ参加	大阪市
⑤	10月20日	高齢者スポーツ大会	芦屋市/芦屋市老人クラブ
⑥	11月11日	学生ボランティア派遣 「池田市卓球教室」	池田市
⑦	11月19日	第2回おじいちゃんの甲子園 大会記者発表運営	一般社団法人 日本生涯還暦野球協会
⑧	12月7日	芦屋市キッズスクウェア (岩園小学校)	芦屋市
⑨	12月21日	芦屋市キッズスクウェア (朝日ヶ丘小学校)	芦屋市
⑩	1月23日	芦屋市キッズスクウェア (岩園小学校)	芦屋市
⑪	1月24日	芦屋市キッズスクウェア (精道小学校)	芦屋市
⑫	2019年 1月7日	一般社団法人宮っ子クラブとの教育提携 (バスケットボール)	一般社団法人宮っ子クラブ
⑬	2019年 3月9日	芦屋市教育委員会主催 サッカークリニック	芦屋学園グラウンド
⑭	2019年 3月14日	芦屋市行政改革プロジェクト 「こえる場」参加	芦屋市、芦屋市民団体 企業

(3)A-2の改善・向上方策

本学では、平成 21(2009)年度に中高の保健体育の教職課程が設置されて以来、スポーツ教育に注力してきた。スポーツ系学生の数も増加し、国内外で活躍してきた競技者や指導者達も擁することとなり、スポーツ教育・競技活動は本学の特徴の一つとなっている。スポーツ教育の分野では平成 21(2009)年度から保健体育の教職課程が認可され、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度現在まで、48 名（非常勤講師を含む）の卒業生が教育現場で活躍しており、平成 29(2017)年度のみで 32 名の教員を輩出など教育プログラムの成果が表れつつある。

上記の芦屋市及び芦屋市教育委員会との包括連携における活動を含め、本学が持つスポーツ資源を有効活用し、地域への還元、青少年教育を目的とした事業等の様々な社会貢献活動を企画し実行していく。また、教職課程を専攻しているスポーツ学生を巻き込み、スポーツにおける現場実習の機会を増やすことにより、学生の満足度向上も図る。

A-3 キャリア教育における産学連携

《A-3の視点》

A-3-① 産学連携でのキャリア基本教育の充実

A-3-② キャリア発展専門科目の産学連携での推進

(1)A-3の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2)A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は「人それぞれに天職に生きる」を建学の精神とし、社会に貢献できる人材の育成を目指して少人数制教育の特長を活かした指導と教育を行ってきた。産業界が大学卒業者に求める能力等を学生に知らせるといった観点から産業界の協力を得て産学連携でのキャリア基本教育を計画し、企業経営者特別講師によるオムニバス講座と職業紹介機関・財団法人産業雇用安定センター（厚生労働省外郭機関）から講師を招いて下記のとおり実施した。

また、本学卒業後の進路として考えられる、家業継承、企業就職または起業という 3 つの方向に向けて在学中に学ぶための授業として、「家業継承計画論」「販売ビジネス経営論」「フードビジネス経営論」「ファッションビジネス論」「不動産ビジネス経営論」「起業論」の 6 つの授業を産学連携講座 I II III として実施した。

■企業経営者特別講師によるオムニバス講座

科目名	キャリアデザイン I（2 年生前期配当）
目 標	企業経営者等 6 人から話を聞き「社会が求める人材」につき理解すること
内 容	企業勤務の後企業経営者になった講師のリレー講義で、企業とはどのようなところか、企業はどのような人材を求めているか等の教育を実施した。

■職業紹介機関・財団法人産業雇用安定センター（厚生労働省外郭機関）から、講師を招いての講座

科目名	キャリアプランニングⅠ（3年生前期担当）
講師	財団法人産業雇用安定センター大阪事務所コーディネーター（産業カウンセラー・キャリアコンサルタントのキャリア指導専門家）で本学非常勤教員
目標	卒業後の進路を決めるための学びと支援を行うこと
内容	学生が自分で卒業後の進路目標が決められるよう支援するための授業科目である業界研究・企業研究・職種研究と自己分析を行いながら受講学生一人ひとりが、グループディスカッションや課題レポート等を通じて卒業後の進路を考え進路目標を決めるための教育を実施した。

科目名	キャリアプランニングⅡ（3年生後期担当）
講師	キャリアプランニングⅠと同じ講師
目標	就職活動の「傾向と対策」について学ぶこと
内容	就職活動の流れや就職情報の入手方法、会社説明会参加、エントリーシートの書き方、面接での基本的心得、SPI等筆記試験対策等就職活動の方法についての授業を行った。また、就職活動に成功した4年生から体験談を聞くと共に、面接やグループ討議等就職試験のロールプレイ演習を活用しながら教育を実施した。

■産学連携講座Ⅰ（家業継承見込み者向け）

科目名	家業継承計画論（2・3・4年生前期担当）
講師	企業経営者などの特別講師10名と本学教員2名
内容	本講座は大阪商工会議所および芦屋市との産学連携・地域連携講座である。

授業内容は、本学教員から家業継承の意義や課題、方法の一般論を学んだあと、家業継承の経験のある7名の経営者から、下記の①から⑦のテーマで、家業継承の実際やその経営の過去・現在・未来について各回講義とディスカッションを行い、理解を深める。また⑧のテーマは、弁護士や公認会計士等の専門家が講義する。

①家業継承の覚悟を決めた出来事②創業者と後継者の相違、③経営能力の継承、④家業組織内外への適応、⑤老舗と革新、⑥家業の再生と再編、⑦家業継承後の競争戦略と成長戦略、⑧家業継承者として知っておくべき法務と税務のポイント

■産学連携講座Ⅱ（企業等就職希望者に適用）

科目名	販売ビジネス経営論（2・3年生後期担当）
講師	企業経営者（食品輸入卸企業代表者）で本学特任教員
内容	本学卒業生の2人に1人は、販売・営業に関連する仕事（製造業・卸売業・小売業・サービス業）に就いている。そこで本講義は基本的に販売士3級の資格取得も目指すことができる内容とする。授業内容としては、ガイダンス、小売業の種類、マーチャライジング、ストアオペレーション、マーケティング、販売・経営管理について講義とディスカッションを行い、ビジネスの場での実践力を養うことを目指す。

科目名	ファッションビジネス経営論（2・3年生前期担当）
講師	元ファッションデザイナー（現大学講師）で本学非常勤教員
内容	ファッションは「衣・食・住」など広範囲に定義づけられているが、生活文化提案型産業の主流であるファッション・アパレルを中心に基礎知識を学ぶ。また、ファッション産業とは何か？その流通や特性は何か。ファッションビジネスの事業システム（仕事の仕組み）の基本を理解し、ビジネスの場での実践力を養うことを目指す。

科目名	フードビジネス経営論（2・3年生前期担当）
講師	フードビジネスの専門家（外食企業経営者）で本学非常勤教員
内容	フードビジネスの中でも飲食店経営を中心に、店舗オープンまでのプロセスと店舗経営のあり方を多くの事例をもとに学ぶ。具体的には、企業倫理をはじめサービスの意味、フードビジネスマーケティング、出店戦略、コンセプトの考え方、商品戦略、立地の選定、店舗設計、厨房設計のポイント/店舗設計実習、従業員の採用・教育・研修訓練の実務、出店のための計数管理、販売促進そしてフードサービスの関連法規等を理解することにより、ビジネスの場での実践力を養うことを目指す。

科目名	不動産ビジネス経営論（2・3年生前期担当）
講師	不動産ビジネスの専門家（不動産鑑定士・税理士・宅地建物取引士・1級ファイナンシャルプランニング技能士）で本学非常勤教員
内容	私たちは不動産の所有や利用を通じて生活をしており、身近で大きな金額の財産である不動産についてよく理解しておくことが重要である。そこで、本講座では、不動産および不動産ビジネスの概要を学び、不動産の市場動向はじめ不動産価格の決定プロセス、住宅マーケットおよびオフィス賃貸マーケットと不動産ビジネスとの関係を学ぶ。これによりビジネスの場での実践力を養うことを目指す。

■産学連携講座Ⅲ（起業希望者に適用）

科目名	起業論（2・3・4年生後期配当）
講師	企業経営者（食品輸入卸企業代表者）で本学特任教員
内容	起業の目的や方法を学び、マーケティング戦略や競争戦略から、効率的な成長を促す成長戦略までを理論・実践の両面から学ぶことを目標にする。まず「起業・開業のための経営知識」を習得する。さらに、実践的な企業経営の原理原則を学んだうえで、「ビジネスプラン(事業計画書)」の作成方法までを学ぶ。

(3)A-3の改善・向上方策（将来計画）

今後は、大阪商工会議所及び芦屋市のほか、企業経営者の多い本学卒業生の同窓会等との連携を強化し、本学のキャリア関連教育を充実発展させていく。また、本学が蓄積してきた知的資産を活用して、地域社会の発展に貢献していく。

【基準Aの自己評価】

大学として公的機関と関連企業との連携の強化を図ると同時に、社会貢献に努めている。ソーラーカーは小学校への訪問や地域イベントへ参加し、環境問題に関する教育・啓蒙活動にあたりしている。また、高大連携事業では、大学教員による専門性の高い出前授業を行っている。さらに、芦屋市及び同教育委員会と連携したイベント活動にも積極的に取り組むとともに、本学が持つスポーツ資源を活かして、幅広く社会貢献活動を行っている。

基準 B. 学生への学修支援体制の充実

B-1 学生の主体的な学びを支える仕組み

《B-1 の視点》

B-1 学生の主体的な学びを支える仕組み

(1)B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2)B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学には学力に不安を抱える学生もいる。このような学生を支援するため、平成 28(2016)年度より、本学独自の学び直しのシステムを構築している。

入学前教育として、スマホ等で学修できる A ドリルを課している。学修を通じ、基礎的な知識や概念を再確認できるようになっている。本ドリルには、入学後も学生が短時間でどこからでも学べるようになっている。A ドリルその他問題集で理解できない箇所については、A スタディという部屋を設け、週 3 日、担当者が理数系を中心に個別指導を行っている。

教職を希望する学生には、正規のカリキュラムとは別に、教員採用試験対策講座が体系的実践的に組まれている。この講座に参加する学生たちで K スタディというグループが形成され、教員採用試験対策のための自習室で、学生たちが互いに学びあっている。

自主的な学びを支える仕組みを導入以降、学生の学ぶ意欲が高まり、教員の研究室で積極的に自習する学生が増えている。

(3)B-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学前教育として A ドリルを取り入れ、入学予定者の登校日に A ドリルの課題を与えている。熱心に取り組む入学予定者がいる一方で、取り組みが不十分な者もいた。この取り組みをより充実させるため、A ドリルの参加者を確認できる機能を使い、取り組みに課題を残す入学予定者には早めに連絡をとっている。入学式後のオリエンテーションでも A ドリルの活用を呼びかけ、追跡指導により A ドリルの活用を徹底する。

A スタディを利用する学生は増えている。平成 29(2017)年度は週に 2 日が設定されていたが、平成 30(2018)年度は参加者が増えているため、A スタディ開講日を週 3 日に増やした。また、教員採用試験対策講座に参加する学生にも基礎学力に大きな隔りがあるため、A スタディによる基礎学力の向上とともに、進路に不安を抱く学生へのフォローも充実させていく。

[基準 B の自己評価]

本学は、学生が抱える諸問題に対応するため、教職員によるサポートを充実させている。教育相談、修学支援、基礎学力の再確認、個別学習指導などについて、重層的な対応をおこなっている。学生への個別対応が重要な課題であるとの認識で、教職員が情報を共有し、一体となって学生支援に取り組んでいる。

基準 C. 芸術文化（バレエ・ダンス・吹奏楽）活動への支援

C-1 芸術文化（バレエ・ダンス・吹奏楽）活動支援の充実

《C-1の視点》

C-1-① 芸術文化センターによるバレエ・ダンス活動支援の充実

C-1-② 芸術文化（吹奏楽）活動支援の充実

(1) C-1の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

(2) C-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-① 芸術文化センターによるバレエ・ダンス活動支援の充実

平成 25(2013)年にバレエコース、平成 28(2016)年にダンスコースを開設して以来、バレエ、ダンスの分野における本学学生の活躍はめざましく、年々活動のフィールドを広げている。その活動を支援しているのが芸術文化センターである。本学学生の活動と芸術文化センターによる支援の内容及び状況は以下のとおりである。

■芸術文化センター

平成 26(2014)年 4 月に設立された芸術文化センターの主な役割は、本学バレエコース及びダンスコース、芦屋学園バレエクラブ及び同ストリートダンスクラブに所属する学生の支援である。クラブ活動では、週 2 回程度専門のコーチにより実技指導を実施し、その成果は以下に述べる大会等で成績として表れている。芸術文化センターは学生が学内外問わず活躍できるようにサポートを行っている。

併せて、バレエコース及びクラブでは、活動の集大成の場として毎年、芦屋市民センタールナホールにて公演を開催している。この活動はバレエコース 4 年生の卒業公演を兼ねており、平成 30(2018)年度の公演では、芦屋学園中・高バレエクラブ、芦屋大学附属幼稚園バレエクラスそして本学バレエコース卒業生が賛助出演し、より華やかな舞台となった。本活動は学内だけでなく、バレエ関係者、地域住民にも注目されている。

また、芸術文化センターは芦屋大学附属幼稚園バレエクラスを運営しており、学生が幼稚園児に直接指導する機会となっている。

■バレエ教師課程ディプロマコース

平成 26(2014)年 4 月に開講した社会人対象のバレエ教師課程ディプロマコースは、スクーリングと通信教育を併用したコースで、本学バレエコースの学生は無料で受講できる。2 年間で 8 回のスクーリング（各 3 日間で約 12 コマ開講）を行っており、カリキュラムは、バレエ教師に必要とされる科目で構成されている。平成 29(2017)年度には上述の公演に、ディプロマコースの学生も賛助出演した。

■高校生へのダンス指導

平成 27(2015)年 4 月より「ダンスクリニック」と銘うち、オープンキャンパス等でプロフェッショナルアーティストによる指導を行ってきた。現在では、依頼を受けた高校ダンスクラブ活動

の現場に、本学関連の指導者が講師を務める機会も増え、そこから本学に興味を持った高校生がオープンキャンパスに参加し、入学するケースも増えてきている。

■大会・コンクールへの出場支援

芸術文化センターは、学生たちが学外でも活躍の場を広げられるようにクラブ活動の時間などで指導している。平成 30（2018）年度の主な大会出場実績は以下のとおりである。

<バレエコース・バレエクラブ>

- 4月 第40回 関西学生舞踊連盟「Inherited～軌跡～」出演
- 6月 全日本洋舞協会合同公演 2018「ラ・バヤデール」出演
- 8月 第8回 NAMUE バレエコンクール グランドファイナル 5位入賞
- 9月～ ボリショイバレエ学校短期留学中（1年間）
- 10月 大阪バレエカンパニー公演「ジゼル」出演
- 10月 道頓堀リバーフェスティバル ゲスト出演
- 11月 アシヤカレッジ同窓会 50周年記念総会 出演
- 12月 第4期生バレエコース卒業公演

<ダンスコース・芦屋学園ストリートダンスクラブ>

- 4月 「Final Legend IV」関西公演
The one 準優勝
- 5月 第48回神戸まつり
- 6月 joyn3on3crew battle 優勝
- 8月 ワークショップ開催（東京・大阪で計150名参加）
- 9月 アイアンダンスコンテスト Vol.15 優勝
Night feelin 優勝
- 11月 新城高等学校芸術鑑賞会（愛知県新城市）
ミズノ杯ダンスフェス ゲスト出演
- 12月 Japan dancer's championship 3位
- 3月 産官学連携「kit*uruプロジェクト」

■他機関との地域連携の充実

芦屋大学バレエコース・ダンスコースは、地域の活動にも積極的に参加している。平成 30(2018)年度は、バレエコースより「芦屋芸術祭」に出演した。芦屋市の芸術活動をしている団体の発表会であり、本学バレエコースより6名の学生が出演した。また、バレエコース・ダンスコースの学生が芦屋市行政改革プロジェクト「こえる場」のオープニングアクトとして参加し、バレエ・ダンスの体験レッスンなどを行った。ダンスコースでは、産官学連携の一環として企業のプロモーションムービーを企画・制作・出演し、好評を得た。

C-1-② 芸術文化（吹奏楽）活動支援の充実

本学は芸術活動の一環としてバレエ・ダンスとともに吹奏楽の振興にも力を注いでいる。本学の吹奏楽部は、平成 28(2016)年度より指導体制を一新し、多方面で活躍している著名な指導者を招きクラブ活動の活性化を図っている。

芦屋市吹奏楽連盟所属の約 10 団体による芦屋市吹奏楽連盟定期演奏会には、足りないパートを補うため、芦屋大学、芦屋学園高等学校・中学校吹奏楽部、箕面自由学園高校吹奏楽部の 3 団体合同で演奏を行った。吹奏楽部員には幼稚園教諭や保育士、特別支援教諭を目指している学生が多くいるため、この数年は、マーチング指導者ライセンス 3 級および 2 級を取得する学生が増えており、このライセンスを取得した学生が芦屋大学附属幼稚園でマーチングを指導する機会もあった。

平成 30(2018)年度から芦屋学園高等学校・中学校吹奏楽部との高大連携を恒常的に行うことにより、学生・生徒の交流と音楽力向上を図っている。

<吹奏楽>

- 2月 マーチングライセンス講習会
 - 3月 学位記授与式、定期演奏会
 - 4月 新入部員歓迎会
 - 10月 学園祭
 - 11月 芦屋大学附属幼稚園親子学級における「現役サークルと大学生による吹奏楽コンサート」
 - 12月 クリスマススペシャルイベント(オープンキャンパス)
- (年間) オープンキャンパス体験入部開催時対応

(3)C-1 の改善・向上方策（将来計画）

バレエ・ダンス両コースは様々な活動を行っているが、さらに発表の機会を増やしていく。観客の前で演じる・披露するという事は、学生にとって一番効果的な学習の場である。観客の反応を直に感じ、舞台人として課題をみつけ、スキルアップに繋げてもらいたい。発表の機会が増えることで、本学バレエ・ダンスコースの認知度が上がることも期待できる。地域の催し物への参加、また発表会に賛助出演など、様々な方法があり、次年度も積極的に取り入れていく。

また、クラブ活動の位置づけが難しく、個人で学外の教室に通う学生も多くいる。このような学生たちにとってクラブ活動がどのように役立つか検討する。

バレエコース及びクラブの公演においては、集客の課題が残っている。学内教職員のみならず、バレエ関係者、地域住民にも積極的なアプローチが必要となる。平成 31(2019)年度にはダンスコースも卒業生を送り出すことになり、新しく挑戦することとして卒業制作ステージの開催に向けて準備を始めている。ダンスコースの命題は知名度を上げ、学生数を増やすことである。プロフェッショナルアーティストが学校に出向き実際に指導する「アーツ イン エデュケーション」のシステムをフルに使い、高校ダンスクラブ活動のレベルアップと本学ダンスコースの啓蒙に努める。また、指導に出向いている高校ダンスクラブや地域一般のダンスグループ等が、本学ダンスコース関連のステージでジョイントできる場の構築も考えている。

芸術文化活動支援としての吹奏楽を更に充実させるため、平成 28 (2016)年度から「吹奏楽特待生入試」を導入し、翌年の平成 29 (2017)年度より、バレエ・ダンスとともに「芸術文化入試

制度」として改正し得意分野を活かした入試により毎年数名の学生が入部している。

今後は、楽器ごとに適正な人数の配置が必要であるため、新入部員確保を課題として取り組んで行くほか、芦屋学園高等学校・中学校吹奏楽部との高大連携や他校との合同演奏、バレエ・ダンス両コースなど他機関との連携を充実させていく。

【基準 C の自己評価】

本学の芸術文化活動への支援は、十分に行われている。芸術文化センターはバレエ教師課程ディプロマコースの開講により社会人も受け入れ、近隣地域や教育機関とも積極的に連携し、支援の充実を図っている。本学の芸術文化活動への支援は、本学の社会貢献活動の重要な役割を担っている。